

様式1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第五期）
	中期目標期間	令和2年度～令和5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	特許庁	担当課、責任者	総務課長 田岡 卓晃
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 清水 淳太郎

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価のために実施した手続きについては、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月27日（木）～令和6年7月10日（木）にて、経営に関する有識者及び評価に関する有識者から意見を聴取。 ・令和6年7月10日（水）工業所有権情報・研修館理事長から意見を聴取。 ・令和6年6月24日（月）工業所有権情報・研修館監事から意見を聴取。

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は「産業財産権情報の提供」業務はB、「知的財産の権利取得・戦略的活用の支援」業務はB、「知的財産関連人材の育成」業務はB、「業務運営の効率化に関する事項」はB、「財務内容の改善に関する事項」はB、「その他業務運営に関する重要事項」はBとし、各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体の評価をBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項については、「産業財産権情報の提供」について基幹目標を含む全ての定量的指標において所期の目標を上回っているが、過去の実績との比較・分析結果を勘案し、所期の目標を達成している水準である「B」評価とした。その他の項目も定量的指標を達成しているため、評価を「B」とした。II. 業務運営の効率化に関する事項、III. 財務内容の改善に関する事項、IV. その他業務運営に関する重要事項についても、いずれの項目も中期計画で定められた内容が適切に実施されていることから、それぞれ評価を「B」とした。以上を踏まえ総合的に勘案した結果、全体の評価を「B」とした。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事からの意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的には、中期目標を落とし込んだ年度計画の各項目について、色々工夫して取り組んでいたと考える。 ・ 中期目標の指標は、難しいとは思うものの、新たな取組を評価できる仕組みになるよう将来像を見据えたものになれば、活動の工夫の幅も広がり、職員のモチベーションのより一層の向上にも繋がる。 ・ 契約事務負担等も考慮して事業効率化を考えていくべき。また、紙主体の事務プロセス等、ちょっとしたところで古い仕組みが残っているので、こうした点を改善していくとより効率的になると考える。
その他特記事項	—

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書 No	備考
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
1. 産業財産権情報の提供	B	A	A	B	I-1	
2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	I-2	
3. 知的財産関連人材の育成	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	I-3	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書 No	備考
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B	II	
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	III	
IV. その他業務運営に関する事項	B	B	B	B	IV	

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-1	産業財産権情報の提供		
関連する政策・施策	知的財産政策	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを読覧させ、又は観覧させること。 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを読覧させること。 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（事業番号：0417）

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
J-PlatPat マニュアル等の配布件数	中期目標期間中毎年度 4万件以上	4万件	43,843件 (109.6%)	49,382件 (123.5%)	48,671件 (121.7%)	50,531件 (126.3%)	予算額（千円）	3,774,451	3,195,305	2,849,338	2,184,195	
J-PlatPat 検索回数【基幹目標】	中期目標期間中毎年度 1億6,600万回以上	1億6,600万回	183,453,281回 (110.5%)	260,200,958回 (156.7%)	331,607,362回 (199.8%)	279,373,353回 (168.3%)	決算額（千円）	3,733,717	2,904,825	2,188,315	1,969,288	
							経常費用（千円）	3,955,393	3,125,217	2,387,074	2,163,067	
							経常利益（千円）	84,704	337,094	706,516	165,085	
							行政コスト（千円）	3,955,393	3,129,361	2,387,074	2,163,067	
							従事人員数	23人	21人	21人	20人	

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和5年4月1日時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	B
<p><主な定量的指標></p> <p><u>成果指標 (アウトプット)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPatマニュアル等の配布件数について、令和5年度は、4万件以上を達成する。 <p><u>効果指標 (アウトカム)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPatの検索回数について、令和5年度は、1億6,600万回以上を達成する。【基幹目標】 	<p><定量的指標に対する業務実績></p> <p><u>成果指標 (アウトプット)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPatマニュアル等の配布件数については、令和5年度において、50,531件の配布を実施し、年度計画に対して126.3%を達成した。 <p><u>効果指標 (アウトカム)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPatの検索回数については、令和5年度において、279,373,353回となり、年度計画に対して、168.3%を達成した。 <p><主要な業務実績></p> <p>(1) 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) は、定期メンテナンス等に必要期間を除いた年間の稼働率が100%を達成した。 J-PlatPatの利用マニュアル、簡易マニュアル及びGraphic Image Parkの簡易マニュアルを、知財総合支援窓口、大学、高等専門学校等を通じ配布するとともに、INPITホームページを通じた電子的な提供も行った。また、令和5年度は、直近かつユーザーへの影響が大きい機能改善である、リーガルステータス対応及びCSV出力上限拡大にフォーカスを当てたパンフレットを作成、配布を行った。 J-PlatPatの利用方法を具体的に紹介するセミナーは、令和5年度からユーザーニーズに基づき、特許・実用新案、意匠、商標をまとめて短時間で説明する方式に切り替え、基本的な操作方法等を説明するオンライン講習会を4回実施するとともに、企業及び団体に対し、個別のリクエストに応じて対応する個別説明会、意見交換を19回実施した。 J-PlatPatの動画コンテンツについては、上記講習会に参加できないユーザー等に向けて、講習会と同様の内容を学習できる動画をIP ePlatで公開している。また、講習会の内容からさらにポイントを絞った動画及びJ-PlatPatからCSV出力した情報を分析する方法等について解説した動画を1件ずつ作成し、コンテンツの充実化を図った。 利用者の利便性向上に資する特許出願・権利情報を示すリーガルステータスを表示、検索及びCSV出力する機能を令和5年9月にリリースした。また、利用者の検索環境を改善する検索条件の保存、文献情報の共有を容易にする文献固定アドレス簡素化などの機能を令和6年2月にリリースした。 大学研究者が起業・社会実装前の早い段階から知財知識及びスキルを身につけるために、大学 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：基幹目標を含む全ての定量的指標において、目標値の120%以上を達成しているが、直近過去2年分の実績平均値の120%を超えなかったため。なお、成果要因については、以下のとおり。</p> <p><成果要因></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPatマニュアル等の配布件数の目標達成に向けては、全国47都道府県に設置された知財総合支援窓口を通じ、来訪する相談者や窓口主催のセミナーへの参加者に対して配布するとともに、J-PlatPat講習会や個別説明会の参加者、特許庁・INPIT主催の説明会・イベントの参加者等にも広く配布した。また、直近かつユーザーへの影響が大きい機能改善である、リーガルステータス対応及びCSV出力上限拡大にフォーカスを当てたパンフレットを新たに作成し、同様に広く配布した。さらに、イベント等においては、マニュアル等の配布に加え、積極的にJ-PlatPatの操作・利用方法を案内・実演した。 J-PlatPatの検索回数の達成に向けては、主として、J-PlatPatマニュアル等の配布等を通じた普及施策の強化により新規ユーザーの裾野拡大を図るとともに、既存ユーザーに対しても、より利用しやすいシステムとなるよう利便性向上に資する機能改善に努めている。特に、マニュアル等については、中小企業等に向けて普及する際に効果的と考えられる知財総合支援窓口を通じた配布を着実に実施したことに加え、学生等への波及効果が見込める全国各大学、高等専門学校等への配布を継続して行った。さらに、J-PlatPatの基本的な操作方法等を説明するオンライン講習会を4回実施した。また、企業・団体に対し、個別のリクエストに応じて対応する個別説明会・意見交換を19回実施した。さらに、上記講習会に参加できないユーザー等に向けて、上記講習会と同様の内容を学習できる動画をIP ePlatで公開して 		<p><評価に至った理由></p> <p>所期の目標を達成していると認められるため、法人の自己評価どおりB評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他の事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値目標に関しては、前年度に引き続きの結果と認識。たまた、リーガルステータスの表示機能といったJPPの利便性等の改善は、地道な活動ではあるが、使う側からみれば大変有効で、効果のある活動であると考えられる。 J-PlatPatは機能がどんどん改善されて、使う側としてはかなり使いやすくなった実感。特にリーガルステータスの表示機能の効果は大きく、指標に設定している活動ではないが、こうした取組が検索回数にも反映されているのだろう。 	

	<p>研究者向け研修カリキュラム、教材及びJ-PlatPatを活用するための研修教材等を作成した。</p> <p>(2) 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館として、国内公報については特許庁の発行サイトからダウンロードし、外国公報については海外知財庁のインターネット公報サイト又はDVD・紙公報を郵送によりそれぞれ受領等することで、国内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権情報の提供を行った。また、我が国特許庁が発行する公報は、発行日即日で、全件、公報閲覧室のパソコンにて閲覧可能とした。 	<p>いる。また、講習会の内容からさらにポイントを絞った動画と、J-PlatPatからCSV出力した情報を分析する方法等について解説した動画を各1件ずつ作成し、コンテンツの充実化を図った。なお、システム面においても、令和5年9月に特許出願・権利情報を示すリーガルステータスを表示、検索及びCSV出力する機能をリリースし、また令和6年2月には、利用者の検索環境を改善する検索条件の保存、文献情報の共有を容易にする文献固定アドレス簡素化などの機能をリリースした。以上のように、J-PlatPatの検索回数の目標達成に向け、J-PlatPatマニュアル等の配布のみならず、様々な利用促進に向けた取り組みを重層的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPatは、知財情報取得のベーシックな基本機能が無償で提供するものであり、主に、経営資源に限られる中小企業やスタートアップ企業、また、大学・高専等の研究機関、教育機関などにおいて利用が広がっており、中小企業やスタートアップ企業における新商品開発や新商品の販売、知財戦略の高度化、知財情報を活用した事業戦略の構築や事業価値創出に寄与するとともに、大学等研究機関におけるより効果的な産学連携及び技術を核としたイノベーションの実績のすそ野拡大、大学・高専等の教育現場における知的財産マインドの醸成に寄与した。 	
--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-2	知的財産の権利取得・戦略的活用の支援		
関連する政策・施策	知的財産政策	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 五 工業所有権に関する相談に関すること。
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（事業番号：0417）

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
各窓口及び関係機関との連携件数	中期目標期間中毎年度 9千件以上	9千件	10,571件 (117.5%)	12,569件 (139.7%)	15,088件 (167.6%)	16,913件 (187.9%)	予算額（千円）	5,962,612	5,674,599	5,649,938	6,184,106	
重点的な支援を行った企業数	中期目標期間終了時 累計200社以上 【令和2年度：60社以上】 【令和3年度：50社以上】 【令和4年度：50社以上】 【令和5年度：40社以上】	40社	62社※ (103.3%)	54社 (108.0%)	63社 (126.0%)	44社 (110.0%)	決算額（千円）	5,050,167	4,930,687	5,144,452	5,706,994	
知財総合支援窓口を始めとする INPIT 各窓口の相談件数【基幹目標】	中期目標期間中毎年度 13万5千件以上	13万5千件	147,771件 (109.5%)	153,498件 (156.7%)	147,955件 (109.6%)	140,761件 (104.3%)	経常費用（千円）	5,310,466	5,198,425	5,431,093	6,021,178	
重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数【基幹目標】	中期目標期間終了時 累計50社以上 【令和2年度：－】 【令和3年度：－】 【令和4年度：－】 【令和5年度：50社以上】	50社	-	-	-	54社 (108.0%)	経常利益（千円）	959,147	777,554	536,577	269,152	
							行政コスト（千円）	5,310,466	5,198,425	5,431,093	6,021,178	
							従事人員数	28人	30人	32人	31人	

※『重点的な支援を行った企業数』について令和2年度は、期初でもあり採択件数としていたが、令和3年度以降は、より法人の活動状況を示す値とするため、当該年度中に支援を開始した件数としている。

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和5年4月1日時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画																											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
	主な業務実績等	自己評価	評価 B																								
<p><主な定量的指標></p> <p><u>成果指標 (アウトプット)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口及び関係機関との連携件数について、令和5年度は、9千件以上を達成する。 重点的な支援を行った企業数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標 (期間中に累計200社以上を支援) を達成すべく、令和5年度は、40社以上を達成する。 <p><u>効果指標 (アウトカム)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数について、令和5年度は、13万5千件以上を達成する。【基幹目標】 重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間 (令和5年度) 終了時まで、累計50社以上を達成する。【基幹目標】 	<p><定量的指標に対する業務実績></p> <p><u>成果指標 (アウトプット)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口及び関係機関との連携件数については、令和5年度において、16,913件の連携を行い、年度計画に対して187.9%を達成した。 重点的な支援を行った企業数については、令和5年度において、44社支援を実施し、年度計画に対して110.0%を達成した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>窓口内訳</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知財総合支援窓口</td> <td>122,727件</td> <td>118,902件</td> </tr> <tr> <td>産業財産権相談窓口</td> <td>23,361件</td> <td>19,791件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>593件</td> <td>535件</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>627件</td> <td>675件</td> </tr> <tr> <td>関西知財戦略支援専門窓口</td> <td>505件</td> <td>647件</td> </tr> <tr> <td>産学連携・スタートアップ相談窓口</td> <td>142件</td> <td>211件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147,955件</td> <td>140,761件</td> </tr> </tbody> </table> <p>重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、累計54社となり、年度計画に対して108.0%を達成した。</p> <p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口及び関係機関との連携件数の目標達成に向けては、引き続きよろず支援拠点や金融機関、商工会議所等と意見交換や共同セミナー開催等を進めたほか、令和5年5月に改定した「知財活 	窓口内訳	令和4年度	令和5年度	知財総合支援窓口	122,727件	118,902件	産業財産権相談窓口	23,361件	19,791件	営業秘密・知財戦略相談窓口	593件	535件	海外展開知財支援窓口	627件	675件	関西知財戦略支援専門窓口	505件	647件	産学連携・スタートアップ相談窓口	142件	211件	合計	147,955件	140,761件	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：基幹目標を含む全ての定量的指標において、目標値の100%以上を達成しているため。なお、成果要因については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口及び関係機関との連携件数の目標達成に向けては、引き続きよろず支援拠点や金融機関、商工会議所等と意見交換や共同セミナー開催等を進めたほか、令和5年5月に改定した「知財活用アクションプラン」に基づく活動を実施した。例えば商工会議所や金融機関との連携を強化し、知的財産と経営面の支援を同時に行う取組なども進めた結果、目標を大幅に上回った。また、地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、4者連携 (特許庁、日本弁理士会、日本商工会議所、INPIT) の枠組みを活用したセミナーを全国18箇所で開催するなど、各支援機関との強化に努めた。こうした関係機関との連携促進に伴い、新たな支援対象者の掘り起こし獲得につながった。 重点的な支援を行った企業数の目標達成に向けては、引き続き特許庁、経済産業局、自治体、その他関係支援機関との情報交換や意見交換を密に行い、支援対象候補の発掘に努めた。また、「加速的支援室」において、支援対象候補の発掘及び見極めの強化、事案に応じたより適切な支援計画の策定を可能とする体制を強化したことにより、令和5年度の目標を達成した。 知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数の目標達成に向けては、多様化・高度化する支援ニーズに適切に対 	<p><評価に至った理由></p> <p>所期の目標を達成していると認められるため、法人の自己評価どおりB評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他の事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産の活用を促進し引いては産業の活性化につながる、大変重要な取組と認識。他機関との連携によるニーズの掘り起こしや、その利用者に向けた積極的なアクセスといった機能が以前に増して高まっていると思われ、高く評価したい。国の政策にもつながると思うが、イノベーション創出への貢献という点が今後に向けて重要な活動になる。 相談件数目標に対して実績もほぼ同数で、努力によってクリアされたことが伺える。ただ、マンパワーとして今後どうなるのかは懸念される。 自身の経験として、過去事業の専門家のおかげで知的財産に取り組むことの重要性に気づいたこともあり、そうした伴走支援が重要。こういった専門家が増えると益々よい。
窓口内訳	令和4年度	令和5年度																									
知財総合支援窓口	122,727件	118,902件																									
産業財産権相談窓口	23,361件	19,791件																									
営業秘密・知財戦略相談窓口	593件	535件																									
海外展開知財支援窓口	627件	675件																									
関西知財戦略支援専門窓口	505件	647件																									
産学連携・スタートアップ相談窓口	142件	211件																									
合計	147,955件	140,761件																									

	<p>用アクションプラン」に基づく活動を実施。例えば商工会議所内に知的財産に関する相談窓口を設置して、窓口の支援担当者と商工会議所の経営指導員とが同席し、知的財産と経営面の支援を同時に行う取組なども進めた。さらに、金融機関職員の知財意識向上に資するセミナーを実施など金融機関との連携を推進した結果、目標を大幅に上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 4者（特許庁、日本弁理士会、日本商工会議所、INPIT）における支援人材の相互理解と知財の気づきの醸成を図るため、各経産局、商工会議所の経営指導員等、INPIT知財総合支援窓口の相談員を交えたグループディスカッション形式のセミナーを全国18箇所開催した。 • 知財総合支援窓口では、地域中小企業、Go-Tech事業（旧サポイン事業）採択事業者、地域未来牽引企業及び特許庁のハンズオン支援企業等に対して、経済産業局等や特許庁と連携し、潜在ニーズの掘り起こしや知財面からの支援を実施した。 • 特に大学の支援については、大学からの産学連携に関する知財マネジメント等に関する専門的な相談を随時受け付ける窓口において、対象を大学発スタートアップ企業へ拡充し、産学連携・スタートアップアドバイザーによる課題解決のための支援を通して産学連携スタッフの能力向上を図る相談・人材育成型支援を211回（42大学、1高専、14スタートアップ）行った（令和4年度の142回から大幅に増加した）。 • 相談支援担当者と相談対応者のスキルアップに向けては、事業責任者及び担当者研修、IPL研修等を実施し、地域中小企業等へのサポート機能の充実を図った。 • 近畿経済産業局や中小機構近畿本部と合同で「地域未来牽引企業」等に対するアプローチを強化し、またIPL支援事業等の利用企業（関西地域）に対しても、積極的に支援を実施したことにより支援件数は令和4年度と比較し、前年度比123%の支援件数であった。 • IPL支援事業を実施する中で得られたノウハウを収集し、知財総合支援窓口の相談支援担当者及び中小企業等がIPLを一層活用しやすくするための「市場・戦い方・連携相手を見極めるIPランドスケープマニュアル」を新たに作成した。 • 重点的支援（加速的支援）先企業の候補となる関連支援団体等支援先企業の掘り起こしを行うため、地域ブロック担当者も活用して、経済産業局及び自治体と意見交換等を行い、知財総合支援窓口の利用拡大を進めるとともに、特許庁及び経済産業局と重点的支援（加速的支援）先企業候補となる企業について情報交換しつつ、ハンズオン支援との連携を推進した。 • 重点的支援による事業成長の評価のため、令和5年度末までに支援を終了した企業139社を対象にアンケート及びヒアリングによるフォローアップ調査を行ったところ、54社（38.8%）に事業成長上の効果が認められた。 	<p>応すべく、相談対応者のスキルアップや多様な専門家の確保、産学連携・スタートアップ相談窓口における大学発スタートアップへの支援対象の拡充など、支援の質・対応力の向上を図るとともに、各支援機関との連携、各種セミナーの開催等を通じ、製造業だけでなくサービス業なども含めた相談者のすそ野拡大に努め、年度計画に対する目標を達成した。</p>	
--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I-3	知的財産関連人材の育成		
関連する政策・施策	知的財産政策	当該事業実施に係る根拠 (個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】	関連する政策評価・行政 事業レビューシート	行政事業レビューシート（事業番号：0417）

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数	中期目標期間終了時 50件以上 【令和2年度：9件】 【令和3年度：23件】 【令和4年度：9件】 【令和5年度：9件】	9件	13件 (144.4%)	33件 (143.5%)	10件 (111.1%)	18件 (200%)	予算額（千円）	765,519	703,861	727,752	981,430
パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数	中期目標期間終了時 累計550校以上 【令和2年度：128校】 【令和3年度：134校】 【令和4年度：140校】 【令和5年度：148校】	148校	133校 (103.9%)	144校 (107.5%)	150校 (107.1%)	148校 (100%)	決算額（千円）	467,712	483,927	492,400	648,291
ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数【基幹目標】	中期目標期間終了時 累計306,100者以上 【令和2年度：18,500者】 【令和3年度：18,600者】 【令和4年度：135,000者】 【令和5年度：134,000者】	134,000者	233,734者 (1263.4%)	221,476者 (1190.7%)	185,880者 (137.7%)	194,617者 (145.2%)	経常費用（千円）	684,072	706,371	715,331	877,053
							経常利益（千円）	290,771	203,089	233,619	319,571
							行政コスト（千円）	684,072	706,371	715,331	877,053
							従事人員数	22人	22人	25人	26人

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和5年4月1日時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
	主な業務実績等	自己評価	評価	B				
<p><主な定量的指標></p> <p><u>成果指標 (アウトプット)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標 (期間中に累計50件以上の教材を作成) を達成すべく、令和5年度は、9件以上を達成する。 パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標 (期間中に累計550校以上が応募) を達成すべく、令和5年度は、148校以上を達成する。 <p><u>効果指標 (アウトカム)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、第五期中期目標に掲げられた効果指標 (期間中に累計306,000者以上が利用) を達成すべく、令和5年度は、134,000者以上を達成する。【基幹目標】 	<p><定量的指標に対する業務実績></p> <p><u>成果指標 (アウトプット)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数については、令和5年度において、18件の開発が完了し、年度計画に対して200%を達成した。 パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数については、令和5年度において、148校となり、年度計画に対して100%を達成した。 <p><u>効果指標 (アウトカム)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数については、令和5年度において、194,617者となり、年度計画に対して145.2%を達成した。 <p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の「研修基本方針」、「令和5年度研修計画」並びにINPITの「研修実施要領」に則り、全ての研修を着実に実施した。 令和5年度から実施した研修改善措置の効果検証も含め、受講生へのアンケート調査やヒアリング等で収集した意見に基づき、研修科目の新設等の取組を実施した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">コース名</td> <td style="width: 50%;">科目名</td> </tr> <tr> <td>審判制度の現状と課題</td> <td>審判官コース研修</td> </tr> </table>	コース名	科目名	審判制度の現状と課題	審判官コース研修	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：基幹目標を含む全ての定量的指標において、目標値の100%以上を達成しているため。なお、成果要因については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数の目標達成に向けては、春と秋2回に分けてコンテンツ開発を募集し、計画的に開発を進めた。連携協定を結んでいる日本商工会議所と協力し、経営指導員へのよくある質問から、創業支援、事業承継及び展示会に係る知財動画を開発した。また、日本政策金融公庫と連携し、高校生、高専生に知財の気づきを伝える動画を開発した。その他、スタートアップ支援等政策的ニーズに即したコンテンツを開発した。 パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数の目標達成に向けては、ポスター、リーフレットによる情報発信、共催機関と連携したSNS活用による情報発信その他の効果的な広報を実施した。全国4か所にてハイブリッド形式による発明体験ワークショップ及び創作体験ワークショップの開催等、応募拡大に向けた取組を強化した。また、同コンテストの認知度向上を目的として、選考委員長としてノーベル化学賞受賞者の吉野彰博士に就任いただくとともに、コンテスト20周年に係る動画作成及び記念誌「パテコンのあゆみ」の作成、ハイブリッド形式による表彰式の開催を行った。 ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数の目標達成に向けては、eラーニング教材については、幅広いユーザーのニーズに即したコンテンツを開発するとともに、産業展示会の出展連携協定締結機関との協力に 	<p><評価に至った理由></p> <p>所期の目標を達成していると認められるため、法人の自己評価どおりB評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他の事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教材のコンテンツを工夫しながら新しいものを作っていて、着実に目標を達成していると考えられる。利用者については、今期コロナの影響で10倍近く増えて、コロナ収束後も高い利用者数で推移している。コロナを契機に利用者掘り起こしが十分できたか、もっと増やす余地があるのか、検討が必要であろう。 パテントコンテストについて、応募数が年々増えていることは素晴らしい。今後は普通校にも範囲を広げていくとのことで、中身の変化にも期待したい。 知的財産に関する人材育成の重要性を認識してもらうには、知的財産の価値を経営者に認識してもらうことが重要。中小企業は、知的財産は自分とは無関係、という意識が依然として多数と思われる中で、教材を活用してもらうためこのミスマッチをどうつなげていくか、ロードマップ・戦略が重要と考える。 	
コース名	科目名							
審判制度の現状と課題	審判官コース研修							

	<p>特許審査イノベーション</p> <p>サーチ実務研修 CPC編～外国文献調査のための検索インデックス～</p> <ul style="list-style-type: none"> 日商との意見交換を踏まえて、経営指導員へのよくある質問から、創業支援、事業継承及び展示会を題材とした知財に関連する連携動画を3つ開発した。また、日本政策金融公庫と連携し、同公庫が主催する高校生ビジネスプラン・グランプリに参加する高校生、高専生向けに、知財の気づきを伝えるセミナー動画を開発した。 <p>【主な開発コンテンツ】</p> <p>① 社名はそれで大丈夫？創業時にチェックすべき知財の視点（日商との連携動画）</p> <p>② 目に見えるものが全てじゃない！承継すべき知財の見える化（日商との連携動画）</p> <p>③ 出展後の確認は大丈夫？展示会をムダにしないための知財のポイント（日商との連携動画）</p> <p>④ ビジネスプランを磨き上げるための知的財産の基礎知識（日本政策金融公庫との連携動画）</p> <p>【ケーススタディ教材の開発と提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4者連携の取組として、INPIT、商工会議所等との連携セミナーを新たに開始するとともに、その講師には、講師育成セミナーを受講した弁理士を起用するなど、講師人材の拡大を図った。 <p>【令和5年度実績】</p> <p>○INPIT、商工会議所等連携セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国で8か所（北海道、岩手県、東京都、愛知県、大阪府（2回）、広島県（2回）、鳥取県、熊本県（2回））、11回のリアルセミナー：累計263名参加、 <p>○講師育成セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 3回の弁理士向け育成セミナー：累計72名参加 <p>【パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生・生徒が知財に触れる機会を拡大するため、ポスター、リーフレット等による情報発信、共催機関等とのSNS活用による情報発信、記事配信の活用等、効果的な広報活動を行った。さらに、ハイブリッド形式での発明体験ワークショップを4回、創作体験ワークショップ1回、出前授業を1回、応募参加者へのオンライン相談会を4回、それぞれ開催した。また、コンテストの20周年を記念して吉野彰選考委員長の漫画及びインタビュー動画、常連校の指導者に対するインタビュー動画、受賞者のドキュメンタリー動画、歴代受賞者へのアンケート結果及び指導者・過去受賞者のインタビュー等を含む「パテコンのあゆみ」誌を作成した。 	<p>審査官コース研修</p> <p>審査官補コース研修</p>	<p>より各方面への普及を図ることで、IP ePlatの利活用を促進した。また、ケーススタディ教材については、連携協定締結機関との共催セミナーを通じて、普及を図った。</p>	
--	---	----------------------------------	---	--

4. その他参考情報

<予算及び決算の乖離>

・令和5年度における予算額981,430千円、決算額648,291千円と、決算額が予算額に対して10%以上減少しているものの、主に競争入札による調達や業務委託費の精算による経費の節減によるもので、本項目にかかる業務に影響を及ぼすことはなかった。

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	—

2. 主要な経年データ						
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る【中期計画】	—	— ※当初年度のため実績なし	△10.5%	△2.8	△3.6	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画																				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B																
○一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上(毎年度、前年度比1.3%程度)の効率化を図る。	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標及び年度目標を達成するため、目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメントを役員会で定めた活動モニタリング指標も活用し、役員会において同指標を用いて業務の進捗状況等を把握し、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努めた。特に、政策要請の高い中期目標に掲げられる主要指標については、毎月の達成見込みを把握し、未達が懸念された場合には、速やかに対策を講じ、目標達成に努めた。また、役員会に加えて、幹部会、定例会、調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に改善策を講じた。 <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、以下のように外部有識者等の知見とノウハウを活用し、業務の効果的な実施を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知財 PD、産連 AD 派遣先選定に係る外部有識者委員会</td> <td>外部有識者から成る推進委員会を設置し、知的財産プロデューサー等派遣事業における派遣先の選定、知的財産プロデューサー等の活動に関する評価、事業内容の見直し方針等の審議を実施。</td> </tr> <tr> <td>知財力開発校支援事業推進委員会</td> <td>外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の募集要項等の審議、採択校の選定、採択校の取組の評価に関する審議を行うとともに、事業内容の見直し方針等の審議を実施。</td> </tr> <tr> <td>日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換</td> <td>日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(令和5年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと計1回開催)。</td> </tr> <tr> <td>知財総合支援窓口のあり方に関する検討委員会</td> <td>知財総合支援窓口の円滑な運営、課題の整理、質や成果の向上を目的として、令和5年度に外部有識者と意見交換等を実施し令和6年度の施策に反映した。</td> </tr> <tr> <td>知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連携会議</td> <td>知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、JETRO 事務所及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図った。</td> </tr> <tr> <td>INPIT 関西知的財産戦略研究会</td> <td>理事長、弁護士・弁理士等の専門家を交えた会員(中小企業の知財担当者)同士による課題討議を実施。</td> </tr> <tr> <td>関西関係機関との意</td> <td>近畿経済産業局、在近畿経産省関連機関(中小機構近畿</td> </tr> </tbody> </table>		実施内容	知財 PD、産連 AD 派遣先選定に係る外部有識者委員会	外部有識者から成る推進委員会を設置し、知的財産プロデューサー等派遣事業における派遣先の選定、知的財産プロデューサー等の活動に関する評価、事業内容の見直し方針等の審議を実施。	知財力開発校支援事業推進委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の募集要項等の審議、採択校の選定、採択校の取組の評価に関する審議を行うとともに、事業内容の見直し方針等の審議を実施。	日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換	日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(令和5年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと計1回開催)。	知財総合支援窓口のあり方に関する検討委員会	知財総合支援窓口の円滑な運営、課題の整理、質や成果の向上を目的として、令和5年度に外部有識者と意見交換等を実施し令和6年度の施策に反映した。	知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連携会議	知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、JETRO 事務所及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図った。	INPIT 関西知的財産戦略研究会	理事長、弁護士・弁理士等の専門家を交えた会員(中小企業の知財担当者)同士による課題討議を実施。	関西関係機関との意	近畿経済産業局、在近畿経産省関連機関(中小機構近畿	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：計画に定められた内容を適切に実施したため。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価の評価結果が妥当であると確認できたため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他の事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部のアプリケーション製品も活用しながら業務の効率化を図っている点評価できる。 	
	実施内容																			
知財 PD、産連 AD 派遣先選定に係る外部有識者委員会	外部有識者から成る推進委員会を設置し、知的財産プロデューサー等派遣事業における派遣先の選定、知的財産プロデューサー等の活動に関する評価、事業内容の見直し方針等の審議を実施。																			
知財力開発校支援事業推進委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の募集要項等の審議、採択校の選定、採択校の取組の評価に関する審議を行うとともに、事業内容の見直し方針等の審議を実施。																			
日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換	日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(令和5年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと計1回開催)。																			
知財総合支援窓口のあり方に関する検討委員会	知財総合支援窓口の円滑な運営、課題の整理、質や成果の向上を目的として、令和5年度に外部有識者と意見交換等を実施し令和6年度の施策に反映した。																			
知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連携会議	知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、JETRO 事務所及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図った。																			
INPIT 関西知的財産戦略研究会	理事長、弁護士・弁理士等の専門家を交えた会員(中小企業の知財担当者)同士による課題討議を実施。																			
関西関係機関との意	近畿経済産業局、在近畿経産省関連機関(中小機構近畿																			

見交換	本部、産総研関西センター、JETRO 大阪本部、NEDO 関西支部、NITE 大阪事業所)、弁理士会関西会、大学等との積極的な意見交換を実施し、関西企業の抱える課題や業務連携について認識を共有。
加速的支援アドバイザリーボード	加速的支援候補の計画書案に対し、より効果の高い支援を行うため、内容及び方向性について、外部有識者（弁理士、弁理士、中小企業診断士、大学教授）から成る会議を実施。（年 11 回開催）
知財戦略支援のあり方検討会	新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援について、シーズ発掘から社会実装に至るまでのシームレスかつ効果的な支援方策を検討した。

(3) プロパー職員の採用と育成

- プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用について、令和5年度は4月に2名、5月に2名を新規採用した。これらの者については、引き続きOJTによる能力担保を図りつつ、適切な登用を進める。その他、令和5年度以前にテニュアトラック制度による採用を行った契約職員について、一定期間の業務経験を積みながら、採用から6ヶ月ごとに能力・業績評価を実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、令和5年度中に総合職2名を正規職員として登用した。

【令和6年4月1日現在】

プロパー職員：25名 （内訳：総合職 18名、情報システム職 5名、経理職 2名） ※プロパー職員化を前提とした契約職員：6名

- 令和5年度は、人材育成方針に基づき全プロパー職員及びプロパー前提の契約職員と役員との面談を実施し、モチベーションの維持、向上等の状況確認を行うとともに、事業運営に係る問題意識の共有を図った。また、職場におけるOJTを基本としつつ、体系的な研修の一環として階層別研修（部長代理級・主査級・係員級）を実施した。

2. 業務運営の合理化

- 令和5年度においては、INPITリスク対応計画（第5版）に則って各担当において業務を遂行した。また、令和6年3月にはリスク管理委員会を開催し、令和5年度における対応状況を点検し、対応への改善指示を行うとともに、事業環境の変化に伴い変容するリスクを踏まえ同計画の見直しを行った。また、現行の電子決裁システムの契約期間満了に伴い、新たなシステムの調達を実施。これまで複数ファイルを同時に作業しなければならなかったものをアプリで一元化することにより作業の効率化を実現した。あわせて、出張手続きに関しても、出張用アプリを事業者と対面開発することにより、作業工程を大幅に短縮し、業務の効率化を図った。

3. 業務の適正化

(1) 一般管理費と業務経費の効率化

- 一般管理費及び業務経費の合計については、新規追加・拡充分を除き、令和5年度においては令和4年度比で、△3.6%となった。なお、それぞれの対前年度予算比につい

ては、以下のとおり。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	比較増△減
一般管理費※	528,623	529,152	0.1%

※ 管理部門人件費を除く。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	比較増△減
業務経費	9,068,656	8,722,017	△3.8%

(2) 委託等によって実施する業務の適正化

【令和5年度の調達全体像】

- 令和5年度行った委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、「調達等合理化計画」に基づき、調達仕様書の内容の見直し、入札説明書の当館ホームページでの提供及び入札説明会のオンライン実施等によって、契約における透明性と公平性を確保した。また、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて、契約の適正化を推進した。

(参考) 令和5年度の情報・研修館の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(95.0%) 76	(98.9%) 46.2	(81.6%) 80	(74.2%) 81.9	(105.3%) 4	(177.3%) 35.7
企画競争・公募	(2.5%) 2	(0.9%) 0.4	(15.3%) 15	(24.7%) 27.3	(750.0%) 13	(6825.0%) 26.9
競争性のある契約 (小計)	(97.5%) 78	(99.8%) 46.6	(96.9%) 95	(98.9%) 109.2	(121.8%) 17	(234.3%) 62.6
競争性のない随意契約	(2.5%) 2	(0.2%) 0.1	(3.1%) 3	(1.1%) 1.2	(150.0%) 1	(1200.0%) 1.1
合計	(100%) 80	(100%) 46.7	(100%) 98	(100%) 110.4	(122.5%) 18	(236.4%) 63.7

1. 少額契約を除く。また、各案件の契約件数・金額は、総務省基準により最初の支出が属する年度（令和4年度契約分を含む）のものとして整理。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
3. 比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対4年度伸率である。
4. 令和4年度及び令和5年度の上段（ ）書きは、当該年度の割合である。

【令和5年度の一者応札・応募状況】

- 令和5年度の一者応札・応募の状況は、契約件数は17件と前年度から2件増加した。

(参考) 令和5年度の情報・研修館の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	(80.8%) 63	(82.1%) 78	(123.8%) 15
	金額	(81.5%) 38	(55.0%) 60	(157.9%) 22

1者以下	件数	(19.2%) 15	(17.9%) 17	(113.3%) 2
	金額	(18.5%) 8.6	(45.0%) 49	(569.8%) 40.4
合計	件数	(100%) 78	(100%) 95	(121.8%) 17
	金額	(100%) 46.6	(100%) 109	(233.9%) 62.4

1. 少額契約を除く。また、各案件の契約件数・金額は、総務省基準により最初の支出が属する年度（令和4年度契約分を含む）のものとして整理。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
3. 比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対4年度伸率である。
4. 令和4年度及び令和5年度の上段（ ）書きは、当該年度の割合である。

- 契約における透明性と公平性を確保するため、「調達等合理化計画」に基づき、以下の取組を実施するとともに、毎月の契約状況について、ホームページに公表した。

【取組内容】

調達に当たっては、真にやむを得ないものを除き、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保及び事業者への積極的な声かけ等、事業者の入札参加の拡大を図り、実施可能な案件については、競争的手法を取り入れた契約を締結した。

4. 給与水準の適正化

- 給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員の給与水準（東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では102.0）と同程度を維持した。なお、給与水準の検証結果及び取組状況を令和6年6月末に公表した。

5. 情報システムの整備及び管理業務

- 情報システムの適切な整備及び管理について、令和5年1月にPMOを設置し、その後は情報システムの調達・運用状況について管理を実施し、毎月役員会にて報告を行った。また、新規に調達対象となった4システムについて、調達検討会において投資対効果の精査を実施し、調達可否を決定した。
- 調達対象となった4システムについて、要件策定時に業務内容及び取り扱う情報を整理してクラウドサービスが利用できるかメリット、規模、経費面を検討し、いずれも利用できると判断したため、クラウドサービスの活用を前提とした仕様書の作成を実施した。
- 調達対象となった4システムについて、要件策定時に現行システムの課題や改善要望を整理し、画面デザインを含めた操作性の向上やアクセスに関するデータの利活用の観点を検討して仕様書の作成を実施した。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政 事業レビューシート	－

2. 主要な経年データ						
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																								
	主な業務実績等	自己評価	評価	B																																							
	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表については、関係基準に準拠し作成を行った。また、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理業務全般における専門的知見の支援を受けられるよう、監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得るなどして、経理業務を適正かつ正確に処理した。なお、作成した財務諸表については、経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、INPITホームページに掲載し、財務内容の透明性の確保に努めた。 <p>2. 効率化予算による運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画（業務内容、規模、経費の見積もり等）を策定するとともに、令和5年度予算計画を作成した。当該予算計画を踏まえた執行状況を適確に把握するため毎月予算執行実績を確認し、効率的な予算運営に努めた。なお、令和5年度の支出に関する予算額と決算額の差額は、約1,233百万円(11.2%)となっており、主な発生要因は下表のとおり。 <p>【令和5年度予算額・決算額（百万円）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td>10,561</td> <td>10,561</td> </tr> <tr> <td> 複写手数料収入</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 研修受講料収入</td> <td>100</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td> 目的積立金取崩</td> <td>372</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,035</td> <td>10,618</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 業務経費</td> <td>9,350</td> <td>8,325</td> </tr> <tr> <td> 人件費</td> <td>842</td> <td>719</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費</td> <td>844</td> <td>759</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,035</td> <td>9,802</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>【予算と決算の主な差額要因】</p>		予算額	決算額	収入			運営費交付金	10,561	10,561	複写手数料収入	2	0	研修受講料収入	100	54	目的積立金取崩	372	0	その他	0	2	計	11,035	10,618	支出			業務経費	9,350	8,325	人件費	842	719	一般管理費	844	759	計	11,035	9,802	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：計画で定められた内容を適切に実施したため。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価の評価結果が妥当であると確認できたため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他の事項></p> <p>(経営有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の機関では予算は使いきるイメージを持っていたが、しっかりと予算を組んだ上で事業を実施し余剰を出しているということは、しっかり考え、非常に真面目に業務を実施しているということで、評価に値すること。 	
	予算額	決算額																																									
収入																																											
運営費交付金	10,561	10,561																																									
複写手数料収入	2	0																																									
研修受講料収入	100	54																																									
目的積立金取崩	372	0																																									
その他	0	2																																									
計	11,035	10,618																																									
支出																																											
業務経費	9,350	8,325																																									
人件費	842	719																																									
一般管理費	844	759																																									
計	11,035	9,802																																									

	<p>○競争入札効果及び出願件数の変動等：3.5億円 ○計画変更等により節減に努めたもの：3.5億円 ○確定減、その他：4.9億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理し、役員会にて実績報告を行い、厳格な執行管理を行った。 <p>3. 業務コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月には監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を開催し、「令和4年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づく点検・評価の審議を実施した上で、令和5年度計画への反映を行った。加えて、同計画に基づき調達情報等をINPITホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進した。 <p>4. 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査業務実施者育成研修をはじめとした民間等の人材を対象とする研修であって、受講料を徴収している研修について、受講料の見直しの検討を行い、複数年の収支を勘案したうえで、令和5年度は現行の受講料からは変更しないことと判断し、実費勘案相当の適正な受講料を徴収し自己収入の確保に努めた。 前述の民間等の人材を対象とする研修は、受講料を徴収する新たな研修の検討を行い一部実施するなど、自己収入の拡大を図るため引き続き検討を行った。 		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について（平成30年3月30日総務省行政管理局）に基づく「財務内容の改善に関する事項」参考情報については、別紙参照。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビューシート	－

2. 主要な経年データ						
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 全職員を対象に、外部講師による内部統制研修を実施した。また、受講者の理解度を測るためのアンケート調査結果では、「よく理解できた(51%)」、「理解できた(49%)」と回答した者及び「今後の業務に大いに活かせる(34%)」、「今後の業務に一部活かせる(66%)」と回答した者がいずれも100%となった。 令和5年度内部監査では、定期内部監査として、知財戦略部及び知財人材部の事業を対象に、INPITとの契約書の遵守状況、情報セキュリティ及び個人情報の管理等について監査を実施した。また、特別監査として、加速的支援業務における機密情報の管理、有事の際のBCP対応の準備の確認及び委託事業者の情報セキュリティの理解度確認について監査を実施した。 <p>また、監査室職員の能力向上のため、外部講習を受講した。</p> <p>各テーマの監査結果については、監査室にて内部監査報告書として取りまとめた後、理事長へと提出を行い、理事長は、監事の意見を聴取した上で、監査室へ必要な措置の指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、偶数月には監査室、奇数月には理事長・理事との意見交換会を開催し、監事の意見等を法人経営及び内部監査に有効かつ迅速に反映するよう努めた。 <p>(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインについて、全役職員が理解して業務を適切に実施していたかを令和6年1月に自己点検を行い、確認した。 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、実際の攻撃事例を交え、より簡単に理解できるよう再整理した上でWEB教材形式で作成し、IP ePlatを用いて「INPIT情報セキュリティポリシー研修」を実施した。また、新たに異動してきた職員のために、異動のタイミングで研修を実施し、理解度テストを行った。さらに、標的型メール訓練とあわせて、メールを開封した場合の対応手順についてインシデント対応訓練を実施した。 前述の「INPIT情報セキュリティポリシー研修」にインシデント発生時の連絡や標的型攻撃メールへの対処について盛り込むとともに、模擬演習として、全役職員を対象とした2種類の標的型メール攻撃の訓練を年4回実施した。 外部の監査機関と協力して、情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインの政府統一基準への準拠性に関する監査、情報システムの脆弱性に関する監査及びシステム運用に関する政府統一基準への準拠性に関する監査からなる情報セキュリティポリシー監査を実施し、さらに、重要な情報システムについては、ペネトレーション 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：計画で定められた内容を適切に実施したため。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価の評価結果が妥当であると確認できたため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他の事項></p> <p>—</p>	

	<p>テスト等を実施してシステム脆弱性に関する調査を行い、理事（CISO）に報告を行った。理事は、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要なセキュリティ対策を指示するとともに、理事長に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • INPITが管理・運用する情報システムの責任者・管理者、及び委託先事業者の情報セキュリティ担当者に対して、情報システム部にて令和5年6月にヒアリングを実施し、マルウェア対策、脆弱性検査・実施状況、取り扱っている機密情報の種類、セキュリティ教育等のセキュリティ対策状況の確認を実施した。 • IPA等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報を定期的にチェックし、INPITに関連する情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、情報システム部より各システムセキュリティ責任者・管理者に対して速やかに情報（対策方法を含む）を周知し、必要に応じて対策を講じるよう指示した。 <p>2. 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 既存の連携機関との連携を一層充実するため、地方自治体、経済産業局、中小機構、よろず支援拠点、商工会議所、JETRO、金融機関等が集まり、情報共有及び意見交換を図る『連携会議』を各窓口で原則2回開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図った。 • Plusの枠組みを活用して、NEDO、JETROでのセミナーに講師として海外知的財産プロデューサー（7回）、産学連携SU・AD（1回）、INPIT職員（1回）を派遣（計9回）し、Plus勉強会でINPITが令和5年度に作成した知財の啓発動画「スタートアップは突然に・・・」を題材としたパネルディスカッション（1回）を行い、中小機構や日本政策金融公庫で開催されたセミナーではスタートアップ向け支援施策を紹介（計2回）した。また、NEDO、JST、JICA、中小機構等からの提案も踏まえて選定した20社を対象とした「特許情報を活用したスタートアップ等のオープンイノベーション支援調査研究事業」を実施した。さらに、NEDO、JETRO、中小機構から紹介されたスタートアップ10社に対して海外知的財産プロデューサーによる支援を行った。 • 令和4年度から経済産業局等と連携し、各地で開催されている「知財戦略本部会合」に委員等として幹部職員を登録し、情報の収集やINPIT施策の紹介等を行い、各局及びそれぞれの都道府県関係者との連携強化に取り組んだ。また、各経済産業局等で開催された「地域連絡会議」にも職員が出席し、INPITの取り組みについて紹介を行い、本部会合同様に関係者との連携強化に取り組んだ。 • INPIT、特許庁、日本弁理士会及び日本商工会議所の4者による「知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言実施」に基づき、地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援の強化・充実化に資する連携支援を開始した。 • 各地域ブロックに配置している地域ブロック担当者及びINPIT担当職員等による「地域ブロック担当者連絡会議」を計10回開催し、全ての窓口の運営状況、地方自治体及び地域関係機関等との連携状況の報告を受け、連携における課題を抽出して、課題解決のための方策等、連携・協力の推進・拡大について検討を行い、知財総合支援窓口の具体活動の改善等に活用した。 • 地域団体商標カードの作成に際しては、地域関係団体と協力してカードの配布を行い、地方紙に取り上げられるなど一定の成果を挙げることができた。また、特許庁 		
--	---	--	--

	<p>地域ブランド推進室と協力し、イベント等で当該カードのPRを行うとともに、優れた活用事例のWEB公開を行った。さらに、IP ePlatを通じて地域団体商標カードの活用事例を紹介する動画を配信するなど地域団体商標制度の普及啓発に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大学の知財活用アクションプラン」（経済産業省産業技術環境局、特許庁、INPIT）及び「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」（中小企業庁、特許庁、INPIT）について、これら従前のアクションプランを令和5年5月に改定、統合した「知財活用アクションプラン」を踏まえ、中小企業等への支援を総合的に推進した。 特許庁及び日本弁理士会と「知財経営支援のコア」を形成し、日商と連携して「知財経営支援ネットワーク」を構築し、地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、4者連携の枠組みを活用したセミナーを全国18箇所で開催した。さらに、知財総合支援窓口及び日本弁理士会相談窓口が、それぞれの相談窓口において同レベルの支援が受けられることを表現した「アライアンスマーク」を制定して、これまで以上に日本弁理士会と連携体制を強化した。 特許庁との共催事業である「つながる特許庁」については、令和5年度は6都市(金沢、鳴門、旭川、大阪、仙台、郡山)で開催し、地域の実情に応じて臨時相談窓口の開設による相談対応等を行った。 <p>3. 地方における活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> INPIT-KANSAI設置後の活動状況及び活動成果を分析・評価するため、自治体、経済団体、日本弁理士会関西会等よりヒアリングやアンケート等を実施し、今後の取組推進にかかる課題の整理、企業支援の方向性及び関係機関との連携・協力の在り方について検討を行った。 検証委員会の結果等を踏まえ、INPIT-KANSAIの認知度向上に向けた施策の実施、中小企業知財担当者間のネットワーク構築、弁理士等の知財専門家へのアクセス向上等の事業など関係機関等のニーズを勘案しながら実施した。更には、IPL支援事業の施策紹介、SU企業及び支援機関向け相談窓口や動画のPR、近畿地域の知財総合支援窓口連携会議での情報提供等も実施した。 INPIT-KANSAIの取組の地方創生への実質的な効果については、地域の特性やニーズを考慮した事業、例えば、関西知財プラットフォームによる伴走支援、インピット関西知財戦略研究会による勉強会の開催等の参加者のアンケート調査等を踏まえて分析を行い、今後の取組について検討を行った。 中小・ベンチャー企業等支援の充実・強化を図る近畿経済産業局・弁理士会関西会との協働支援等実施可能な施策について知財経営支援ネットワークの枠組みを基に実施するとともに、今後の全国レベルへの施策展開の可能性等を検討した。 <p>4. 広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報業務の業務改善支援事業としてINPITの広報活動の課題の整理と改善策の検討を実施するとともに、新たなPRコンテンツとしてINPITのPR動画を1本制作した。本動画の視聴を促すため、SNS広告を配信するとともにINPITの広報チャンネルを通じて、 		
--	---	--	--

	<p>周知を実施した。また、広報委員会、広報WGを定期的を開催し、従来独立して行われていた各事業の広報について、より効率的で効果的な広報活動の実施に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> • INPITの支援の成功事例等について、より効果的な周知を行うため、コラム形式で取りまとめるなど、読み手への訴求力を一層高めるための内容の工夫を図るとともに、知財ポータルサイト等において、引き続き事例の拡充に努めた。また、イベントや利用者ニーズの高いeラーニングコンテンツの周知等について、経済産業局や関係機関に依頼して、メールマガジンやSNSによる配信を行った。 • INPITの認知度を高めることで、支援ユーザーを拡充し、さらに支援を通じて知財の重要性への理解向上を図るため、知財総合支援窓口等を通じて関係支援機関との積極的な連携を行い、知財以外の幅広い経営課題を抱えるユーザー層へのアプローチを強化した。例えば、商工会議所経営指導員等の支援機関の支援担当者向けの勉強会・ワークショップ等にて、知的財産上の課題の気づきやポイントを説明し、支援機関から知財総合窓口に繋いでもらうような取り組みを進めた。 <p>5. 人工知能（A I）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相談チャットボットについて、特許、意匠及び商標に関する相談に対応するサービスを提供するとともに、既存の特許、意匠及び商標に関するFAQについて記載内容の見直しを行った。 • INPITの持つ各種支援データ等の活用について、重点支援を行った企業の分析を行った。 <p>6. 大規模災害等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和5年度においては、大規模地震等の災害発生時を想定し、城山トラストタワー全体の防災訓練にあわせて、職員の初動及び安否確認の方法を点検、訓練したほか、避難経路の確認及び消火器設置場所の確認を行い、危機管理体制の強化を図った。また、安否確認システムについては、人事異動等があるたびに登録状況を確認し、未登録者には登録するよう促すなど、定期的に全役職員が登録されていることを確認した。 • 特許庁分室においては、特許庁が実施した防災訓練に参加し、特許庁との連携の確認を行った。 		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>○会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」における初見について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 報告書の所見を踏まえ、平成31年3月にリスク対応計画（第1版）を策定し、以降、当該計画を基に統制活動を実施し、モニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しを実施することで、法人ミッション遂行の障害となるリスクに対して対応し、適切な内部統制に取り組んでいる。なお、令和6年3月にはリスク管理委員会を開催し、リスク対応計画（第5版）への対応状況の点検、及びそれを踏まえたリスク対応計画（第6版）への改定を行った。 • 報告書の所見を踏まえ、監事監査の実効性を担保するべく、令和元年8月以降、内部監査及び監事監査の補助を専任とする職員を配置し、監事補佐体制の強化を図った。

項目別調書 NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
<p>I-1 産業財産権情報の提供</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 産業財産権情報の提供</p> <p>イノベーションの基礎となる国内外の産業財産権情報の収集・整理とその提供に引き続き努める。特に、産業財産権情報の基盤システムである特許情報プラットフォーム（以下、「J-PlatPat」という。）による迅速かつ安定的な情報提供を引き続き実施する。</p> <p>第四期中期目標期間では、J-PlatPat のシステム刷新を実施し、検索機能強化等により利用者の利便性向上を図るとともに、セミナー等を通じたシステムの普及啓発を実施した結果、システムの利用は増加した。第五期中期目標期間においても、引き続き、迅速かつ安定的な情報提供に向けた運用管理と普及活動を推進する。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>①ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <p>経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成26年2月24日分科会決定）の指摘に基づいて開発し運用を開始した J-PlatPat、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）といった産業財産権情報提供サービスの安定的な運用を行う。</p> <p>また、情報セキュリティに関する最新情報の収集に努め、適宜適切な対応を行うことにより安定的なサービスの提供を行う。</p> <p><特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）></p>	<p>Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 産業財産権情報の提供</p> <p>企業の知財活動の基盤でもある産業財産権情報の提供については、ユーザーがインターネットを通じて何時でも、何処でも産業財産権情報にアクセスできるよう、基盤システムである特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の安定的な稼働を図るとともに、普及活動を促進する。また、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館として、国内外の産業財産権情報・文献を引き続き収集し提供する。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>①ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）及び画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）については、その安定的な運用を図るため、情報セキュリティに関する最新情報の収集に努めるとともに、システムの稼働状況を常時モニターし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合には対策を講じる。サイバー攻撃など重大なインシデントにも適切に対応する。 <p><特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）></p>	<p>Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 産業財産権情報の提供</p> <p>企業の知的財産活動の基盤でもある産業財産権情報の提供については、ユーザーがインターネットを通じて何時でも、何処でも産業財産権情報にアクセスできるよう、基盤システムである特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の安定的な稼働を図るとともに、普及活動を促進する。また、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館として、国内外の産業財産権情報・文献を引き続き収集し提供する。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>①ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）及び画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の安定的な運用を図ることにより、定期メンテナンス等に必要な期間を除き、年間ほぼ100%の稼働を目指す。 J-PlatPat 等の産業財産権情報を提供する情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等をモニタリングし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。また、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、正確に記録を残すと同時に、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切に対応する。 情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、J-PlatPat 等の産業財産権情報を提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。 <p><特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）></p>

	<p>第四期中期目標期間において、海外の工業所有権庁に出願された出願・審査書類情報が表示できる機能の追加（平成28年7月提供開始）、意匠、商標の経過情報等の追加（令和元年5月提供開始）、情報の更新頻度の短縮（3週間から1日）（令和元年5月提供開始）などユーザーの利便性向上のための改善を実施し、機能強化等を図った。第五期中期目標期間においては、引き続き提供する情報の充実に努めつつ、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。また、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、必要に応じてシステムの見直し等を行うことにより、更なる利便性向上を図る。</p> <p>また、中小企業等が自社の出願状況を容易に確認できる機能の開発について、特許庁のシステム等との連携・活用などを含め、費用対効果の観点も踏まえた上で検討を行う。</p> <p><画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）> 第四期中期目標期間において意匠法の一部改正（令和元年5月17日法律第3号）により予想される利用者ニーズの拡大に対応するためのシステムの機能強化を実施し、令和2年度中にリリースを予定している。第五期中期目標期間においては、引き続き、新たにリリースした機能が適切に利用されるよう、安定的なシステムの運用を図る。</p> <p><産業財産権情報提供サービスの利用者拡大> 全国の中堅・中小・ベンチャー企業等の産業財産権情報提供サービスの活用を促すため、全国各地でのセミナー等の開催や利用方法・活用方法を紹介するマニュアル等の提供活動の充実に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ安定的な情報提供を行いつつ、提供する情報の充実に努める。 費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、必要に応じてシステムの見直し等を行うことにより、更なる利便性向上を図る。 中小企業等が自社の出願状況等を確認可能とする機能の開発については、そのニーズの把握に努め、既存の機能の活用や特許庁のシステム等との連携などを含め、費用対効果の観点を十分に踏まえて検討を行う。 <p><画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度にリリースする新たな検索機能が搭載されたシステムの開発を着実に進め、リリース後は安定的なシステム運用を図るとともに、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。 利便性向上に資するシステム改造の実施にあたっては、費用対効果の観点を十分に踏まえて検討を行う。 <p><産業財産権情報提供サービスの利用者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat の利用マニュアル及び簡易マニュアルや、Graphic Image Park の簡易マニュアルを、知財総合支援窓口等を通じ広く配布するとともに、ホームページを通じた電子的な提供を行う。毎年度、J-PlatPat の利用方法を具体的に紹介するセミナーを開催する。 J-PlatPat の一層の普及・啓発を図るため、新たな動画コンテンツの作成・提供等にあたっては、費用対効果の観点を踏まえて検討を行う。 Graphic Image Park については、特許庁とも連携して周知に努め、ユーザーの利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に新システムとした J-PlatPat において、「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日改定）に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行い、迅速かつ安定的な情報提供に努める。直近では、審判システム刷新対応の開発について、特許庁と連携し、プロジェクトの遅延がないように進捗管理を行い進める。また、法改正等が実施される場合は、必要な対応を行う。 令和4年度に着手した、出願のステータス確認を一覧で行えるリーガルステータス表示機能の開発について、プロジェクトの遅延がないように進捗管理を行い進める。 中小企業による知財経営に資する、情報活用スキルの向上を含む、今後の情報提供等について、ユーザーニーズや事業者等の問題意識を把握しつつ、適切な情報提供を行うための検討を行い、必要に応じて開発を進める。 <p><画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月に新たな検索機能を搭載しリリースした Graphic Image Park において、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。 利用者ニーズを踏まえつつ、利用者の利便性向上に資するシステム改造の必要が生じた場合は、費用対効果を考慮しながら検討する。 <p><産業財産権情報提供サービスの利用者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat の利用マニュアル及び簡易マニュアルや、Graphic Image Park の簡易マニュアルを、知財総合支援窓口及び大学、高等専門学校等の教育機関等を通じ広く配布するとともに、ホームページを通じた電子的な提供を行う。 J-PlatPat 等の利用者拡大のため、利用方法を具体的に紹介するセミナーを全国各地で開催する代わりにインタラクティブ型のオンライン講習会を定期的に開催する。さらに、企業等個々の水準に則した個別講習会を、オンラインの活用も含めて開催し、併せて、J-PlatPat の機能や利用法に係るニーズを収集する。 J-PlatPat の普及・啓発を目的とする動画については、利用者のニーズ、よくある質問、従来の機能改善などを踏まえて、IP ePlat の過去のコンテンツを随時更新するとともに、新たなコンテンツも積極的に提供する。 J-PlatPat を利用して、ユーザーが目的に応じた情報を適切に取得しやすくするための教材として、多様なコンテンツを
--	---	--	--

	<p>②外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <p>引き続き、諸外国の特許公報等の産業財産権情報を J-PlatPat を通じて広く一般に提供する。なお、一部諸外国の産業財産権情報の和文抄録作成・提供事業については、利用者ニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、必要な見直しを行う。</p> <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <p>外国における我が国出願人の権利保護に資するため、公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan）を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat に掲載する。また、F ターム解説等の分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPat を通じて諸外国のユーザーに対しても提供する。</p> <p>＜外国工業所有権庁への特許等の審査結果に関する情報提供＞</p> <p>引き続き、特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審査官等に提供するシステムの安定的な運用を図る。</p>	<p>②外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国の工業所有権庁から産業財産権情報を確実に収集し、適切に保管・管理の上、提供する。 米国、欧州等の産業財産権情報の和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供する。なお、利用者ニーズや費用対効果等の観点を踏まえつつ、必要な見直しを行う。 <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国における我が国出願人の権利保護に資するため、我が国の公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan）を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版において諸外国のユーザー等に対しても提供する。 J-PlatPat の英語版を通じて諸外国のユーザーに対しても閲覧可能とするため、F ターム解説等の特許分類に関する解説情報の英訳を行う。 日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づいて、公報書誌データ等を作成し提供する。 <p>＜外国工業所有権庁への特許等の審査結果に関する情報提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の審査結果と出願書類等に関する情報を外国の工業所有権庁の審査官等に提供するため、電子化された情報を英文化する特許庁の機械翻訳システムとの連携を円滑に行い、外国の工業所有権庁の審査官等が利用可能な情報提供システムを安定的に運用する。 	<p>検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Graphic Image Park においては、講習会を実施する等、特許庁とも連携して周知に努め、ユーザーの利用を促す。 <p>②外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権情報データについて、外国の工業所有権庁から我が国特許庁を経由して確実に収集し、適切に保管管理の上、提供する。 米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報の和文抄録作成事業については、特許庁と事業の見直しについて検討した結果、令和5年度以降は特許庁において機械翻訳により和文抄録を作成することになったため、令和4年度を以て INPIT で実施する人手翻訳による作成は終了した。 <p>＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国における我が国出願人の権利保護に資するため、我が国の公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan）を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版において諸外国のユーザー等に対しても提供する。 日本の特許分類であるF タームを解説したF ターム解説、及びF I の解説をしたF I ハンドブックについて、新設あるいは改正された項目の英訳を作成し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。 日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供する。 <p>＜外国工業所有権庁への特許等の審査結果に関する情報提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の審査結果と出願書類等に関する情報を外国の工業所有権庁の審査官等に情報提供するため、特許庁の電子化された情報を英文化する機械翻訳システムとの連携を円滑に行い、外国の工業所有権庁の審査官等が利用可能な情報提供システムを安定的に運用する。
--	--	---	--

	<p>(2) 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として、国内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権に係る情報の確実な提供を行う。我が国の公報については、公報発行日即日に全件閲覧可能とする。</p> <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p><審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供></p> <p>国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術等に関する文献に加え、意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料についても最新の資料を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供する。</p> <p>また、収集した技術文献等は、蔵書検索システム(OPAC)に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。</p> <p><審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と包袋等の保管、貸し出し></p> <p>紙資料として収集された技術文献のうち、審査・審判で引用された技術文献については、証拠資料として管理するため、電子化して文献データベースシステムに蓄積する。また、出願書類(包袋等)については、確実に保管のうえ、貸し出しの請求に迅速に対応する。</p>	<p>(2) 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権情報の確実な提供を行うことにより、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館としての任務を遂行する。また、我が国の公報を発行日即日に全件閲覧可能とする。 公報閲覧室に設置されている特許審査官が利用する検索機能と同等の機能を有した高度検索閲覧用機器等の利用にあたって、検索指導員が利用者の先行技術文献調査・閲覧を支援する。 高度検索閲覧用機器の機能と操作方法の理解の促進のため、利用講習会を原則、毎月開催する。 閲覧室利用者を対象に、閲覧サービスの向上のため、サービス内容に関するアンケート調査を毎年度実施する。 <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p><審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁審査・審判部に提供するため、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)、非特許文献等及び意匠審査に必要な国内外の商品カタログ・パンフレット等の最新の公知資料を確実に収集・管理する。 特許庁審査・審判部に提供するため、非特許文献等の図書等購入選定の担当者会議を開催し、その決定に沿って計画的に収集する。 収集した技術文献等を蔵書検索システム(OPAC)に登録し、出願人等からの閲覧請求に対し閲覧サービスを迅速に提供する。 <p><審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と包袋等の保管、貸し出し></p> <ul style="list-style-type: none"> 審査・審判で引用した技術文献を証拠資料として管理するため、紙媒体の技術文献を電子文書化し、特許庁の文献データベースに確実に蓄積する。 特許庁の行政文書である出願書類(包袋等)を適切かつ確実に保管し、特許庁からの貸し出し請求に対して迅速に対応する。 	<p>(2) 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館として、産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権情報の確実な提供を行う。また、我が国特許庁が発行する公報については、発行日即日に全件閲覧可能とする。 公報閲覧室に設置されている特許審査官が利用する検索機能と同等の機能を有した高度検索閲覧用機器等の利用にあたって、検索指導員が利用者の先行技術文献調査・閲覧を支援する。 高度検索閲覧用機器の機能と操作方法の理解の促進のため、検索指導員による講習会を原則、毎月開催する。 閲覧室利用者を対象に、閲覧サービスの向上のため、サービス内容に関するアンケート調査を実施する。 <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p><審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁審査・審判部に提供するため、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)、非特許文献等及び意匠審査に必要な国内外の商品カタログ・パンフレット等の最新の公知資料を確実に収集・管理する。 特許庁審査・審判部に提供するため、非特許文献等の図書等購入選定の担当者会議を開催し、その決定に沿って計画的に収集する。 収集した技術文献等を蔵書検索システム(OPAC)に登録し、出願人等からの閲覧請求に対し閲覧サービスを迅速に提供する。 <p><審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と包袋等の保管、貸し出し></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁が審査・審判で引用した技術文献を証拠資料として管理するため、紙媒体から電子化し、特許庁の文献データベースに確実に蓄積する。 特許庁の出願書類(包袋等)を適切かつ確実に保管し、特許庁からの貸し出し請求に対して迅速に対応する。また、特許庁からの包袋廃棄の依頼に基づき引き渡しを行う。
--	--	--	---

	<p>【成果指標（アウトプット）】</p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat マニュアル等の配布件数について、中期目標期間中毎年度、4万件以上を達成する。 <p>【効果指標（アウトカム）】</p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat の検索回数について、中期目標期間中毎年度、1億6,600万回以上を達成する。【基幹目標】 	<p>【成果指標】（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat マニュアル等の配布件数について、中期目標期間中毎年度、4万件以上を達成する。 <p>【効果指標】（アウトカム）</p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat の検索回数について、中期目標期間中毎年度、1億6,600万回以上を達成する。【基幹目標】 	<p>【成果指標】（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat マニュアル等の配布件数について、令和5年度は、4万件以上を達成する。 <p>【効果指標】（アウトカム）</p> <ul style="list-style-type: none"> J-PlatPat の検索回数について、令和5年度は、1億6,600万回以上を達成する。【基幹目標】
--	--	--	--

<p>I-2 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援</p> <p>優れた技術を持つ中堅・中小・ベンチャー企業や地域経済を支える中小企業等の事業拡大や収益向上に向けて、知財の権利取得から事業化までを見据えた戦略的な活用の支援を一層強化する。</p> <p>第四期中期目標期間においては、知財相談に対応する基盤として47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置し、専門人材の配置、関係機関との連携等を図り、相談体制の整備・強化を進めるとともに、新規相談者の拡大に努めた結果、相談件数は毎年度増加した。さらに、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業成長に向けて、個別の中小企業等に対する重点的な支援を平成28年度から開始し、目標を上回る具体的な事業成長上の効果（新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等）を実現した。第五期中期目標期間においては、引き続き、拡大された知財相談のユーザー層を維持しつつ、相談担当者への研修の充実等により、相談対応の質の向上に努めるとともに、知財総合支援窓口をはじめとした INPIT の各相談窓口の一体的な運用や関係機関との連携強化等により、従来以上に包括的・効果的な支援を行う。また、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援を強化し、中小企業等の知財活用による「稼ぐ力」を高めることとする。</p> <p>(1) 相談窓口による支援の着実な実施</p> <p>①知財総合支援窓口を通じたワンストップ支援</p> <p>全国47都道府県に設置された知財総合支援窓口については、知財の権利化や活用に新たに取り組むユーザーの掘り起こしを引き続き行いつつ、多様化する相談に的確に対応できるよう、相談対応者への研修の一層の充実等により相談対応の質の向上を図る。</p> <p>また、INPIT の各相談窓口による相談支援については、支援事例の共有や勉強会の実施等を通じた窓口間の相互理解・連携の強化等により、各窓口の一体的運用を進めつつ、弁護士・弁理士・デザイン専門家などを派遣できる体制を引き続き整備する。また、中堅・中小・ベンチャー企業に対し、事業戦略及び知財戦略の構築を包括的にできるよう、「よろず支援拠点」、商工会・商工会議所等の他の中小企業支援機関や、地域金融機関等との連携を強化する。さらに、知財及び標準化に関する総合的な支援に資するため、JSA との連携を強化する。併せて、特許庁及び経済産業局が中小企業等からの相談情報を適切に共有すること等により、従来以上に包括的・効果的な相談対応・支援の実現を図る。</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援</p> <p>知的財産の権利取得・戦略的活用の支援については、全国47都道府県に設置した知財総合支援窓口及び各専門窓口（産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口）において、中堅・中小・ベンチャー企業等の知財に関する様々な課題に対応するほか、企業が抱える経営課題に対して知財面からの支援を実施する。</p> <p>相談内容や支援内容について分析を行い支援の質の向上に繋げるとともに、各窓口の一体的運用や関係機関との連携を強化することにより、支援機能の強化を図る。</p> <p>また、知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、地方創生に資するような中小企業等に対して重点的な支援を実施する。</p> <p>加えて、新たなイノベーションの創出に向けて、公的資金が投入された大型の研究開発プロジェクトや地域の産学連携研究開発プロジェクトに対して、知財戦略策定や権利化等の支援を行う。</p> <p>企業の経営者層を含む支援の受け手に、知財が事業戦略上有効であることが理解され、支援終了後も持続的な成果が自立的に実現されるよう、支援に際しては留意する。</p> <p>(1) 相談窓口による支援の着実な実施</p> <p>①知財総合支援窓口を通じたワンストップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国47都道府県に設置した知財総合支援窓口において、中堅・中小・ベンチャー企業等からの知財の権利化や活用等に関する多様な相談に対応するとともに、知財の権利化や活用に新たに取り組むユーザーの掘り起こしを実施する。 各窓口には、中小企業等からの多様な相談に対応できる能力と知識を持つ相談支援担当者を複数名配置する。 相談支援担当者の相談対応力向上のため、相談対応に必要な最新知識の習得、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理等を内容とした研修会を、毎年度実施する。相談支援担当者の参加を原則義務づけることとする。 相談企業の事業戦略及び知財戦略の構築に対して包括的・効果的な支援を行うため、支援事例の共有や勉強会の実施等を通じた窓口間の相互理解・連携の強化等により、知財総合支援窓口と INPIT の他の専門窓口の一体的運用を進めつつ、相談内容に応じて、弁護士・弁理士・デザイン専門家などの派遣や、「よろず支援拠点」「商工会・商工会議所」等の他の中 	<p>2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援</p> <p>知的財産の権利取得・戦略的活用を支援するため、全国47都道府県に設置した知財総合支援窓口及び各専門窓口（産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口）において、中堅・中小・ベンチャー企業等の知財に関する様々な課題に対応するほか、企業が有する経営課題に対して知財面からの支援を実施する。</p> <p>相談内容や支援内容について分析を行い支援の質の向上に繋げるとともに、各窓口の一体的運用や関係機関との連携を強化することにより、支援機能の強化を図る。</p> <p>また、知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、地方創生に資するような中小企業等に対して重点的な支援を実施する。</p> <p>加えて、新たなイノベーションの創出に向けて、公的資金が投入された大型の研究開発プロジェクトや地域の産学連携研究開発プロジェクトに対して、知財戦略策定や権利化等の支援を行う。</p> <p>企業の経営者層を含む支援の受け手に、知財が事業戦略上有効であることが理解され、支援終了後も自立的に知財を活用した事業成長等が継続できるよう、支援に際しては留意する。</p> <p>(1) 相談窓口による支援の着実な実施</p> <p>①知財総合支援窓口を通じたワンストップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国47都道府県に設置した知財総合支援窓口において、中堅・中小・ベンチャー企業等からの知財の権利化や活用等に関する多様な相談にワンストップで対応する。支援・相談に際しては、WEB会議ツールを活用したりリモート支援も積極的に行う。また、知財総合支援窓口における支援の好事例をWEBサイトで公表する等の周知活動を行い、新たに知財活動に取り組むユーザーを獲得する。 知財総合支援窓口には、全体責任者としての事業責任者を配置することでマネジメント機能を高めつつ、地域に即した相談・支援を行う相談対応者としてより高度な課題を支援する支援担当者（以下「相談支援担当者等」という。）を配置し、戦略的な運営を行う。 中小企業の知財経営の定着に向けて、知財情報を事業戦略に生かす取り組み「IPランドスケープ（以下「IPL」という。）」の推進を図るため、中小企業等が使いやすい知財情報分析ツールの活用促進に取り組む。
-----------------------------------	--	--	---

	<p>②産業財産権手続に関する支援</p> <p>産業財産権相談窓口において受け付けた出願手続等に関する相談に対しては、相談回答例を随時データベースに蓄積して相談担</p>	<p>小企業支援機関、「地域金融機関」等と連携を行う。標準化も含めた知財戦略の構築に寄与するため、日本規格協会（J S A）とも連携する。他の専門窓口・支援機関等と連携する案件については、主体的に相談者のフォローアップに努めるため、支援状況を積極的に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口に対して改善策の提案を行う等のP D C Aマネジメントを実施するため、各窓口の支援状況に関する月次報告や地域ブロック担当者からの報告等をもとに、各窓口の目標に対する進捗状況の確認等を行う。 各地域に地域ブロック担当者を配置し、経済産業局との密接な情報交換にもとづき、地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。 支援の質の向上を図るため、相談内容についての分析を行い、特許庁及び各経済産業局とも相談情報を適切に共有する。 <p>②産業財産権手続に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権相談窓口において、産業財産権手続等に関する相談に対して的確に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援担当者等の相談・支援の対応力向上のため、各種施策や制度改正等の最新知識を習得させるための研修を実施する。特に、I P L支援を推進するための知財情報の分析手法、分析ツールの活用方法、事業戦略の立案等に関するカリキュラムを、引き続き充実させる。さらに、知財総合支援窓口における相談・支援内容等の機密情報の管理を徹底させるため、情報セキュリティポリシーに則した情報管理に関する研修を実施する。 相談企業の事業戦略及び知財戦略の構築に対して包括的かつ効果的な支援を行うため、各知財総合支援窓口間の連携強化を図るとともに、INPIT の各専門窓口と知財総合支援窓口との一体的運用を進める。また、より高度な経営課題及び事業戦略上の課題に対応するため、弁護士や弁理士、中小企業診断士やデザイン・ブランドプロデューサー等の多様な専門家を活用するとともに、よろず支援拠点や商工会議所、商工会、下請かけこみ寺、日本規格協会（J S A）、金融機関、日本弁理士会等の関係機関との連携を促進する。 農林水産分野における知財活用事業者の掘り起こしのため、農林水産省やその関係機関とのより一層の連携を推進し、説明会や研修会の機会を通じての相互の施策ツールの紹介や相談・支援の連携の深化を図る。 商店街等の地域のブランド戦略策定を推進し、地域ブランドを活用した街おこしを支援するため、デザイン・ブランドプロデューサー等の専門家派遣を行う。 知財総合支援窓口における支援の質の向上を図るため、相談・支援の内容についての分析を行うとともに、各知財総合支援窓口から提出させる月次報告や地域ブロック担当者からの活動報告等をもとに、改善策の提案等のP D C Aマネジメントを実施する。 特許庁、INPIT、経済産業局との協働による連携会議を開催し、情報共有体制の強化を図るとともに、地域企業等の知的財産の活用促進及び経営の更なる強化・支援を推進する。そうした取り組みを通じ、特許庁及び各経済産業局が実施するハンズオン支援等との連携を一層強化する。 地域・中小企業支援のより一層の充実を図るため、知財総合支援窓口の在り方について検討し、令和6年度以降の事業実施の具体化を図る。 <p>②産業財産権手続に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権相談窓口において、産業財産権手続等に関する相談に対して的確に対応する。
--	--	---	--

	<p>当者が共有できる体制を一層充実させるとともに、相談担当者の能力向上に向けた研修等を実施する。</p> <p>③営業秘密・知財戦略の構築支援</p> <p>第四期中期目標期間において、営業秘密管理に係る相談が増加したことを踏まえ、第五期中期目標期間においては、営業秘密情報の保護・活用や権利化等に関する相談に対する対応を強化する。具体的には、営業秘密・知財戦略相談窓口で受け付けた相談に対し、知的財産戦略アドバイザー、弁護士、弁理士が的確に回答・支援するとともに、商工会、商工会議所、地方自治体その他中小企業支援機関等との組織的な連携を強化することにより、知財戦略のみならず事業戦略も見据えたより包括的・効果的な支援を行う。</p> <p>また、営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門人材及び弁護士が対応し、事案によっては、(独)情報処理推進機構又は警察庁と連携する。同窓口の活動状況等については、営業秘密官民フォーラム等を通じて公開し、営業秘密の流出や漏えい防止を図る。</p> <p>④海外展開に向けた支援</p> <p><海外展開知財支援窓口></p> <p>我が国経済において、海外の成長市場の取り込みは引き続き重要な課題であり、中小企業等の海外展開も引き続き活発な状況にある中、第四期中期目標期間においては、海外展開に伴って生じる知財相談は増加した。これを受けて、第五期中期目標期間においては、引き続き海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデュ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応の質の向上を図るため、配置される相談担当者の知識・能力水準の向上に必要な研修やCS研修を実施するとともに、相談回答例を随時データベースに蓄積して、相談担当者が共有できる体制を一層充実させる。また、毎年度、ユーザー対応の品質向上のため、満足度を測るアンケート調査を実施する。 <p>③営業秘密・知財戦略の構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小・ベンチャー企業等からの営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案等に関する専門的な相談に対して、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザー、弁護士及び弁理士が、相談企業等への訪問も含めて支援を行う。 営業秘密管理レベルの向上を確認するため、営業秘密に関する規程整備及び管理体制構築に関する支援を行った企業に対するフォローアップ調査を、毎年度実施する。 営業秘密・知財戦略の重要性の普及・啓発を図るため、セミナーを開催するとともに、商工会、商工会議所、地方自治体その他中小企業支援機関等が実施するセミナーに知的財産戦略アドバイザーを積極的に派遣する。 商工会等の関係機関との組織的な連携を強化することにより、相談内容に応じてINPITと関係機関が一体となって支援をするなど知財戦略のみならず事業戦略も見据えたより包括的・効果的な支援を行う。 営業秘密流出・漏えい事案に関する相談については、事案の内容に応じ、相談者が(独)情報処理推進機構(IPA)又は警察庁への相談を行いやすくするため、IPA又は警察庁へ必要な情報を取り次ぐ。 「営業秘密官民フォーラム」において、相談受付動向等の支援実施情報の提供等を行う。 <p>④海外展開に向けた支援</p> <p><海外展開知財支援窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小・ベンチャー企業等からの海外展開における知財戦略策定、知財契約、秘密管理等に関する相談に対して、海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーが、相談企業等への訪問も含めて支援を行う。 企業が海外展開する際の知的財産リスク低減等の知財戦略の 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応の質の向上を図るため、同窓口配置される相談担当者の知識・能力水準の向上に必要な研修やCS研修を実施するとともに、相談回答例を随時データベースに蓄積し活用することで相談担当者が共有できる体制を一層充実させる。また、ユーザー対応の品質向上のため、満足度を測るアンケート調査を実施する。 <p>③営業秘密・知財戦略の構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小・ベンチャー企業等からの営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案等に関する専門的な相談に対して、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザー、弁護士及び弁理士が支援を行う。支援においては、相談企業等への訪問、WEB会議の活用のほか、知財総合支援窓口との連携を強化する。 営業秘密管理レベルの向上を確認するため、営業秘密に関する規程整備及び管理体制構築を支援した企業に対するフォローアップ調査を、上半期末/下半期末前後に実施する。 営業秘密・知財戦略の重要性の普及・啓発を図るため、INPITのホームページやIP e P l a tに掲載する営業秘密・知財戦略に関するコンテンツの拡充や必要に応じたセミナー開催を行うとともに、商工会議所、商工会、地方自治体その他中小企業支援機関等が実施するセミナー、研修会に知的財産戦略アドバイザーを派遣する。 商工会議所等の関係機関との組織的な連携を強化することにより、支援先の裾野拡大のほか、相談内容に応じてINPITと関係機関が一体となって支援をするなど知財戦略のみならず事業戦略も見据えたより包括的・効果的な支援を行う。 営業秘密流出・漏えい事案に関する相談については、事案の内容に応じ、相談者が(独)情報処理推進機構(IPA)又は警察庁への相談を行いやすくするため、IPA又は警察庁へ必要な情報を取り次ぐ。 「営業秘密官民フォーラム」において、相談受付動向等の支援実施情報の提供等を行う。 <p>④海外展開に向けた支援</p> <p><海外展開知財支援窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小・ベンチャー企業等からの海外展開における知財戦略策定、知財契約等に関する相談に対して、海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーが支援を行う。支援においては、相談企業等への訪問、WEB会議の活用のほか、知財総合支援窓口との連携を強化する。
--	---	---	---

<p>一サーによる支援を提供するとともに、(独)日本貿易振興機構(JETRO)、(独)中小企業基盤整備機構及びその他中小企業支援機関との連携については、相談支援案件の共有等に加えて、支援先企業の経営課題の共有や各機関の地方支部との連携を推進するなど組織的な連携の強化を図り、海外展開を目指す企業等への知財面からの支援の一層の強化を図る。さらに、支援後、海外展開を実現した企業等に対し、フォローアップ等を実施して、進出後の課題の収集に努める。</p> <p>また、海外展開に伴う知財に関連した事案等を紹介するセミナー等を引き続きJETRO等の他機関とも連携し開催する。</p> <p><新興国等知財情報データベース></p> <p>我が国企業の海外での権利取得・事業展開の促進に寄与するため新興国等知財情報データベースについては、必要に応じ、利用者のニーズを踏まえた掲載国、掲載情報等の見直しを検討しつつ、引き続き安定的な運用を行う。</p> <p>⑤ INPIT-KANSAIにおける知財支援</p> <p>平成29年7月に設置された近畿統括本部(INPIT-KANSAI)については、第四期中期目標期間中に、近畿経済産業局、地方自治体、地域の商工会・商工会議所や金融機関等と緊密な連携を図った結果、関西地域における相談支援件数の増加といった成果に繋がった。第五期中期目標期間も引き続き関係機関と緊密に連携して、相談支援を実施することに加えて、大阪・関西万博を見据えた企業間連携や産学連携による新事業創出支援や、イノベーション・エコシステムを通じたベンチャー支援など成長企業のロールモデルの創出に資する支援及びそれらに関する情報提供</p>	<p>重要性についての普及・啓発を図るため、セミナーの自主開催や他の中小企業支援機関等が実施するセミナーへの講師派遣等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (独)日本貿易振興機構(JETRO)、(独)中小企業基盤整備機構その他の中小企業支援機関等との連携を強化するため、相談支援案件の共有やセミナーへの講師派遣等を行うとともに、今後は支援先企業の経営課題の共有や各機関の地方支部レベルでの連携を推進する。また、各種支援機関が幅広く参加し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行っている「新輸出大国コンソーシアム」の参加支援機関として、コンソーシアムの窓口であるJETROと引き続き連携し、支援を行う。 ・ 支援後、海外展開を実現した企業等に対し、フォローアップ等を実施し、進出後の課題の収集に努める。 <p><新興国等知財情報データベース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興国等知財情報データベースについては、安定的な運用を行うとともに、掲載国、掲載情報等の見直しにあたっては、利用者のニーズを踏まえて検討を行う。 <p>⑤ INPIT-KANSAIにおける知財支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿圏内の中堅・中小・ベンチャー企業からの営業秘密管理や海外展開における知財面での課題に関する相談に対して、INPIT近畿統括本部(以下、「INPIT-KANSAI」という。)の関西知財戦略支援専門窓口の知財戦略エキスパートが、相談企業等への訪問も含めて支援を行う。 ・ 地域の支援ニーズに応じた柔軟な支援を実現するため、近畿経済産業局や大阪府等の地方自治体実施する相談支援へのINPIT-KANSAIの知財戦略エキスパート等の同行や、国・地域の支援機関・専門人材との連携を一層強化し、内部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が海外展開する際の知的財産リスク低減等の知財戦略の重要性について普及・啓発を図るため、INPITのホームページやIPePlatに掲載する海外展開に関するコンテンツの拡充、必要に応じたセミナーの開催や他の中小企業支援機関等が実施するセミナーへの講師派遣等を行う。 ・ 他の中小企業支援機関の施策と連携し、業界団体等を巻き込んだ相談会等を実施する。 ・ (独)日本貿易振興機構(JETRO)、(独)中小企業基盤整備機構その他の中小企業支援機関等との連携を強化するため、相談支援案件の共有やセミナーへの講師派遣等を行うとともに、支援先企業の経営課題の共有や各機関の地方支部レベルでの連携を推進する。例えば、EC・展示会等に係る支援等の支援施策と連携して、セミナー等の実施や中小企業基盤整備機構から海外展開ハンズオン支援事業の利用企業を紹介された場合は、海外知的財産プロデューサーを派遣して、企業の海外市場における知財戦略立案支援のために迅速に対応する。また、各種支援機関が幅広く参加し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行っている「新輸出大国コンソーシアム」の参加支援機関として、コンソーシアムの窓口であるJETROと引き続き連携し、支援を行う。 ・ 支援後、海外展開を実現した企業等に対し、フォローアップ等を実施し、進出後の課題の収集に努める。 <p><新興国等知財情報データベース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興国等知財情報データベースについては、令和3年度運用開始の新システムを安定的に運用する。 ・ 同データベースにおいて、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを適宜分析することで、ユーザーニーズを継続的に把握し、コンテンツを計画的に充実する。 <p>⑤ INPIT-KANSAIにおける知財支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿圏内の中堅・中小・ベンチャー企業からの営業秘密管理や海外展開における知財面での課題に関する相談に対して、INPIT-KANSAIに設置した関西知財戦略支援専門窓口の知財戦略エキスパートによる支援を行う。 ・ 地域の支援ニーズに応じた柔軟な支援を実現するため、近畿経済産業局、大阪府等の地方自治体、国・地域の支援機関、日本弁理士会関西会などの専門人材との連携を一層強化し、内部資源・外部資源を双方向で効率的に活用しながら、中小企業等に対する協働支援を行う。また、中小企業等の知財マ
--	---	--

	<p>などユーザーニーズに即した支援を積極的に行う。</p> <p>INPIT-KANSAIが支援した企業を対象に、継続的な知財戦略の推進及び知財を活用した経営の実践、知財担当者のスキルアップを図ることを目的として、支援先企業同士の相互相談及び情報交換が行える環境を整備し、支援後の継続的なフォローアップを図るとともに、支援先企業同士のネットワーク形成に向けた取組を支援する。</p>	<p>資源・外部資源を双方向で効果的・効率的に活用しつつ、協働支援を行う。また、近畿経済産業局、地方自治体、地域の商工会・商工会議所や金融機関等との間で、共同セミナーの開催や講師派遣等の連携を実施することにより、中小企業等の知財マネジメントの理解増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界市場でプレゼンスを発揮する商品・サービスを創出する地域における成長企業の支援の促進及びユーザーニーズに即したサービスの提供を積極的に行うため、大阪・関西万博を見据えた産学連携や企業間連携による新事業創出支援や近畿地域の関係機関との連携等を通じたスタートアップ等支援の強化を図る。 令和2年度上期にINPIT-KANSAIの支援先企業同士が有機的に連携し、定期的に相互相談及び情報交換が行われる環境を整備するとともに、定例会及び総会を毎年度開催することにより、支援先企業の継続的な知財戦略の推進及び知財を活用した経営の実践、知財担当者のスキルアップを目指す。また、継続的なフォローアップの有効性等を高める方策等についても引き続き検討する。 近畿地域で地方創生と知財をテーマとしたフォーラムを毎年度開催することとし、近畿地域の関係機関の要望等を聴取しつつ、開催時期や内容を決定する。 近畿経済産業局、特許庁及びINPIT本部が提供する施策やサービスの利用促進を図るため、各機関の事業の実施に積極的に関与する等密接に連携する。 	<p>ネジメントに対する理解増進を促進するため、関係機関との情報提供セミナー等の共同開催及び関係機関が実施する知財セミナー等への講師派遣を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> INPIT本部において、中小企業等への総合的な支援の推進を目的として締結した日本商工会議所、中小企業基盤整備機構等との連携協定の締結、産学連携・スタートアップ相談窓口の設置、スタートアップ支援機関連携協定（Plus）への参画を踏まえ、主に近畿圏における中小企業支援機関・大学・金融機関等と地域レベルでの組織的連携を強化し、既存の中小企業支援に加え、新たな経済成長を牽引することが期待されるスタートアップ支援に一層積極的に取組み、INPIT全体のパフォーマンスの向上及び成果創出に寄与する取組を推進する。 世界市場でプレゼンスを発揮する商品・サービスを創出する地域における成長企業やスタートアップへの支援及びユーザーニーズに即したサービスの提供を積極的に行うため、近畿経済産業局をはじめとした近畿地域の関係機関との連携拡大と更なる深化を図る。令和2年度に構築した共創基盤（「関西・共創の森」等）にも引き続き参画し、大阪・関西万博を見据えた産学連携や企業間連携による新事業創出支援及びスタートアップの成長支援を行う。 INPIT-KANSAIの支援先企業同士の有機的な連携を推進する環境を構築するため、令和2年度に設置した「知財戦略研究会」において、参画企業同士が相互相談及び情報交換等を行うための定期的な会合を四半期ごとに1回程度開催する。また、各会合での参加者の意見等も踏まえつつ、継続的なフォローアップの有効性等を高める方策等についても検討を行う。 近畿地域で地方創生と知的財産をテーマとしたフォーラム（参加者300名程度）を第2から第3四半期の適切な時期に開催する。同フォーラムの開催時期や内容については、近畿地域の関係機関の要望等を聴取し、開催地域の特性も考慮した内容とする。 近畿経済産業局、特許庁及びINPIT本部が提供する施策やサービスの利用促進を図るため、各機関の事業の実施に積極的に関与する等密接に連携する。その他、特許庁及び近畿経済産業局とINPITが実施する連携会議にINPIT本部と一体となって参画し、情報共有体制の強化を図り、地域企業等の知的財産の活用促進及び経営の更なる強化・支援を推進する。
--	--	---	--

	<p>⑥権利取得・戦略的活用の支援のための各種情報の提供 <相談ポータルサイト> 支援サービスの質の向上及び窓口業務の効率化に繋げるため、各窓口に寄せられた相談及びその対応について整理・分析し、よく寄せられる質問内容とその回答について相談ポータルサイトの「よくある質問と回答（FAQ）」において引き続き掲載する。</p> <p><開放特許情報データベースシステム> 開放特許の利用促進のため、開放特許情報データベースについては、引き続き安定的な運用に努めるとともに、登録企業へのアンケート調査等を実施することにより利用実態やニーズを把握した上で、必要に応じ見直しを行う。</p> <p><中小企業等特許情報分析活用支援> 中小企業等に対して、研究開発段階、出願段階等の知財活動の段階に応じた特許情報分析等を提供する。実施にあたっては、企業のニーズ等も踏まえつつ、必要な見直しも行う。</p>	<p>⑥権利取得・戦略的活用支援のための各種情報の提供 <相談ポータルサイト> • 支援サービスの質の向上及び窓口業務の効率化に繋げるため、各窓口に寄せられた相談及びその対応について整理・分析し、「よくある質問と回答（FAQ）」の掲載内容の見直しを行う。</p> <p><開放特許情報データベースシステム> • システムの安定的な運用に努めつつ、令和2年度末までに、利用に関する登録企業へのアンケート調査やヒアリング調査等を実施することにより利用実態やニーズを把握した上で、必要に応じて見直しを行う。 • 知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を行うとともに、開放特許情報データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を行う。</p> <p><中小企業等特許情報分析活用支援> • 中小企業等に対して、研究開発段階、出願段階等の知財活動の段階に応じた特許情報分析等を適切に提供する。 • 令和3年度までに、事業利用者へのアンケートの実施等により支援ニーズを把握し、必要な見直しを行う。</p>	<p>⑥権利取得・戦略的活用支援のための各種情報の提供 <相談ポータルサイト> • 相談ポータルサイトについては、システムを安定的に運用する。 • 支援サービスの質の向上及び窓口業務の効率化に繋げるため、各窓口に寄せられた相談及びその対応について整理・分析し、「よくある質問と回答（FAQ）」の掲載内容の見直しを行う。</p> <p><開放特許情報データベースシステム> • システムの安定的な運用に努めるとともに、令和4年度に特許庁が実施した、知財活用情報に関する調査研究結果等を踏まえつつ、今後の開放特許データベースシステム等の在り方について検討を行う。 • 知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を行うとともに、開放特許情報データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を行う。 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、必要に応じてWEB会議を活用し、開放特許等の利用を促す研修を実施する。</p> <p><中小企業等特許情報分析活用支援> • 経営課題を解決するために有効な特許情報等知財情報を利用者に提供し、その提供した情報を事業運営や経営判断に活用するIPLを実施することで、知財を通じた事業の拡張や企業の成長に寄与する。併せて、中小企業等へIPLの有効性を周知し、活用を促す。 • 中小企業等の経営層におけるIPL活用の効果的促進を一層図るため、本事業の支援で得られたIPL活用のノウハウを、知財総合支援窓口の相談支援担当者等が活用しやすい支援マニュアルとして取りまとめる。 • 知財総合支援窓口を活用し、事業において創出された、事業・経営に特許情報分析等が役立った事例の周知を図ることにより、経営や事業への特許情報分析を活用する有用性を広めると共に、窓口支援とのシナジーを高める。 • 経営戦略や事業戦略へ知財情報のより一層の活用を図る。 • オープンイノベーションの促進を図るため、優れた技術を有するスタートアップに対して、特許情報を活用した企業等との連携可能性を調査することで、スタートアップのオープンイノベーション支援の可能性を検証する。</p>
--	---	---	---

	<p><フォーラムの開催></p> <p>我が国企業等における知財活用の高度化に資する情報の提供を進めるため、毎年度、フォーラムを開催する。</p> <p>(2) 中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援</p> <p>第四期中期目標期間においては、地方創生に資する中堅・中小企業やベンチャー企業等に対して、知財を活用した事業戦略の構築など、事業成長に向けた重点的な支援に取り組んだ結果、「4年間で100社を重点支援し、事業成長が認められた事例を20件以上とする」との目標に対して、平成30年度時点の実績はそれぞれ130社、43件と、中期目標を大きく上回る実績を上げた。第五期中期目標期間においては、第四期の取組を通じて蓄積された支援ノウハウ等を十分に活用しつつ、引き続き、地域未来牽引企業をはじめとする地域経済を支える中堅・中小企業やベンチャー企業等を対象に、知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長に向けた総合的な支援を一層強化する。支援に際しては、弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門人材を積極的に活用し、支援メニューの多様化を図るとともに、支援先企業の掘り起こし等も含め、経済産業局、地方自治体等の関係機関との連携を強化する。特に、農水分野の支援対象の拡充に向けて、農林水産省等との連携を一層強化する。また、支援終了後も自立的に知財を活用した事業成長を継続できる体制整備等に努める。</p> <p>また、重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を把握し、広く公開する。</p>	<p><フォーラムの開催></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁と協力し、国内外の知的財産を巡る情勢の変化、例えば、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえてフォーラムの企画を行い、毎年度実施する。 フォーラム開催を周知するため、専用HPの開設、ポスター作成、SNSの活用等を行う。 <p>(2) 中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、地域未来牽引企業をはじめとした地域経済を支える中堅・中小・ベンチャー企業等への重点的な支援を実施する。 弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門人材を積極的に活用し、支援メニューの多様化を図る。 支援先企業の掘り起こし等を行うため、経済産業局、地方自治体と連携を強化する。特に、農水分野の支援対象の拡充に向けて、農林水産省等の連携を一層強化する。 支援終了後も持続的な成果が自立的に実現されるよう、企業の経営者層に対し、知財の事業戦略上の有効性への理解向上に資する支援を実施する。 重点的な支援を実施した企業に対して、事業成長上の効果や地方創生への貢献の有無を確認するため、毎年度フォローアップ調査を行う。 中堅・中小・ベンチャー企業等の知財の活用を促すために、事業成長上の効果が認められた事例をウェブサイトに掲載する。また、掲載方法を含めた効果的な周知方法を令和2年度に検討し、令和3年度から実施する。 	<p><フォーラムの開催></p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁と協力し、国内外の知的財産を巡る情勢の変化、例えば、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえてフォーラムの企画を行い、オンライン配信等の開催方式を含めて検討し、実施する。 フォーラム開催を周知するため、専用ホームページ、ポスター、SNS、リスティング広告等を活用する。 <p>(2) 中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済を支える中堅・中小・ベンチャー企業等における知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、中長期的な事業戦略を踏まえた課題の抽出や目標を設定し、知財・経営等の観点から支援を行う「加速的支援」を実施する。 加速的支援においては、弁理士や弁護士、中小企業診断士、デザイン・ブランドプロデューサー等の多様な専門家からなる支援チームを形成した伴走型支援とし、IPLの活用等、引き続き充実した支援メニューを提供する。 地域ブランドを活用した街おこし等に対する支援を加速させるため、商店街等に対してデザイン・ブランドプロデューサー等を派遣した伴走支援を行う。 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)の採択企業や地域未来牽引企業の知財戦略立案を充実させるため、事業戦略に知財を活用する意欲があり、事業化の社会的インパクトが期待できるものに対して、多様な専門家を派遣した伴走支援を行う。 支援先企業の掘り起こしを行うため、特許庁及び経済産業局と連携を密にするとともに、経済産業局が支援をする中小企業等に対して連携した知財支援を推進する。 地方自治体や農林水産省とも情報共有を図りつつ、支援対象の増加に向けて検討を行う。 支援終了後も自立的に知財を活用した事業成長等が継続できるよう、企業の経営者層に対し、知財の事業戦略上の有効性への理解向上に資する支援を実施する。 重点的な支援を実施した企業に対して、事業成長上の効果や地方創生への貢献の有無を確認するため、フォローアップ調査を行う。 中堅・中小・ベンチャー企業の知財の活用を促すために、知財活用の進展が見られた支援事例をWEBサイトに掲載するほか、特にビジネス課題の解決に向けた好事例について分析
--	---	---	---

	<p>(3) 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援</p> <p>①大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援</p> <p>公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対し、その成果が事業化・産業化につながるよう、知的財産プロデューサーを派遣し、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等を実現する知財戦略の策定等を支援する。</p> <p>②地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援</p> <p>事業化を目指す産学連携プロジェクトを推進する大学に対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、知財マネジメントの側面から産学連携プロジェクトに対し、特許情報やビジネスモデルツール等の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を通じて、事業化等を支援する。なお、本事業の成果をより広く普及させるため、第五期中期目標期間中に必要な見直しを行う。</p>	<p>(3) 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援</p> <p>①大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的資金が投入された大型の研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対して、事業化・産業化の実現に向け、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等に資する知財戦略の策定等を支援するため、知的財産プロデューサー（以下「知財PD」という。）を派遣する。 INPIT に知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサーを配置し、知財PDが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握する。統括知的財産プロデューサーは、知財PDの活動改善のための指導・助言を含めたマネジメントを行うため、派遣先プロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先プロジェクトのリーダー等の評価や要望の聞き取り等を行う。 <p>②地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報やビジネスモデルツール等の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を通じた事業化を支援するため、事業化を目指す産学連携プロジェクトを推進する大学に対し、産学連携知的財産アドバイザー（以下「産学連携知財AD」という。）を派遣する。 INPIT に産学連携知財ADの活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザーを配置し、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握する。統括産学連携知的財産アドバイザーは、産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を含めたマネジメントを行うため、派遣先大学を訪問し、産学連携知財ADの活動に関する派遣先大学の責任者等の評価や要望の聞き取り等を行う。 	<p>し、利用者及び支援機関担当者にとって認識しやすく、わかりやすい方法でPRする。</p> <p>(3) 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援</p> <p>①大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的な公的資金が投入された大型の研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対して、ファンディング・エンジェンシーと連携を図りつつ、事業化・産業化の実現に向け、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等に資する知財戦略の策定等を支援するため、知的財産プロデューサー（以下「知財PD」という。）を派遣する。 INPIT に知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサーを配置し、知財PDが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握する。統括知的財産プロデューサーは、知財PDの活動改善のための指導・助言を含めたマネジメントを行うため、派遣先プロジェクトへの訪問のほか、WEB会議を積極的に活用し、知財PDの活動に関する派遣先プロジェクトのリーダー等の評価や要望の聞き取り等を行う。 知財PDの派遣（原則3年間）が終了したプロジェクトのうち、追加的な支援によって有望な成果が期待されるプロジェクトを支援するため、外部有識者から構成される「事業推進委員会」における審議結果を踏まえて、必要に応じフォローアップ支援を行う。 <p>②地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報やビジネスモデルツール等の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を通じた事業化等を支援するため、事業化を目指す産学連携プロジェクトを推進する大学及びパートナー企業（中堅・中小企業等）に対し知的財産マネジメントを核とする伴走型支援を行う。また、産学連携・スタートアップ相談窓口で大学からの産学連携に関する専門的な相談及び大学発スタートアップ企業からの知財マネジメント等に関する専門的な相談を随時受け付けて、課題解決のための支援を通して産学連携スタッフ等の能力向上を図る相談・人材育成支援を行う。併せて、支援サービスの質の向上及び窓口業務の効率化に繋げるため、産学連携・スタートアップ相談窓口に寄せられた相談及びその対応について整理・分析
--	--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の成果をより広く普及させるため、令和3年度までに必要な見直しを行い、令和4年度より見直し後の事業を実施する。 <p>③研修の実施による能力向上と外部有識者によるPDCAマネジメントの実施</p>	<p>し、「よくある質問と回答（FAQ）」を掲載するとともに、周知を行う。この2つの支援にあたり産学連携・スタートアップアドバイザー（以下、「産学連携SU・AD」という。）を派遣・活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 経済産業省産業技術環境局及び特許庁と連携し（大学の知財活用アクションプラン）、地域オープンイノベーション拠点選抜制度（J-Innovation HUB）の選定拠点の研究開発プロジェクト及び官民による若手研究者発掘支援事業（以下、「若サポ事業」という。）が実施するセミナー・研修会等のニーズに応じて産学連携SU・ADの講師派遣等を実施する。 • 大学の研究開発支援担当者（URA等）とチームを組み、知見やノウハウを共有しながら、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行い、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどの知財戦略を研究者目線でデザインし、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援する知財戦略デザイナー派遣事業を実施する。 • 上記記載の産学連携・スタートアップアドバイザー事業と知財戦略デザイナー派遣事業については、令和6年度以降を見据えて、大学に対し研究シーズから社会実装に至る支援をより円滑かつ効率的に実施できるよう双方の事業の見直し、発展的統合の検討を進める。 • INPITに産学連携SU・ADの活動を統括する統括産学連携・スタートアップアドバイザーを配置し、産学連携SU・ADが提出する月次活動報告等を通じてその活動状況を把握する。相談・人材育成支援においては、知財総合支援窓口との連携や産学連携SU・ADが提出する各報告書を通じて活動状況を把握する。また、統括産学連携・スタートアップアドバイザーは、産学連携SU・ADの活動改善のための指導・助言を含めたマネジメントを行うため、派遣先大学等への訪問のほか、WEB会議を積極的に活用し、産学連携SU・ADの活動に関する派遣先大学の責任者等の評価や要望の聞き取り等を行う。 • 知財戦略デザイナーが提出する活動報告等を通じてその活動状況を把握する。また、知財戦略デザイナーの活動改善のための指導・助言を含めたマネジメントを委託事業者等も活用しつつ、派遣先大学への訪問のほか、WEB会議を積極的に活用し、知財戦略デザイナーの活動に関する派遣先大学の責任者等の評価や要望の聞き取り等を行う。 <p>③研修の実施による能力向上と外部有識者によるPDCAマネジメントの実施</p>
--	--	--	---

	<p>【成果指標（アウトプット）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口及び関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、9千件以上を達成する。 重点的な支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までに累計200社以上を達成する。 <p>【効果指標（アウトカム）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数について、中期目標期間中毎年度、13万5千件以上を達成する。【基幹目標】 重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成する。【基幹目標】 	<ul style="list-style-type: none"> 知財PD及び産学連携知財ADの能力向上を図るため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を引き続き毎年度実施する。 知財PD及び産学連携知財ADの新規派遣先は、外部有識者から構成される「事業推進委員会」における審議結果を踏まえて決定する。また、事業推進委員会は、派遣効果の検証等の評価を行い、プロジェクト等に対する知財PD及び産学連携知財ADの派遣継続の可否判断等を行う。 <p>【成果指標（アウトプット）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口及び関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、9千件以上を達成する。 重点的な支援を行った企業数について、中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計200社以上を支援）を達成すべく、毎年度の指標を以下のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年度：60社 ✓ 令和3年度：累計110社 ✓ 令和4年度：累計160社 ✓ 令和5年度：累計200社 <p>【効果指標（アウトカム）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数について、中期目標期間中毎年度、13万5千件以上を達成する。【基幹目標】 重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成する。【基幹目標】 	<ul style="list-style-type: none"> 知財PD及び産学連携SU・ADの能力向上を図るため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施するとともに、更なる研修の充実に向けて、検討を進める。 知財PDの新規派遣先は、事業推進委員会における審議結果を踏まえて決定する。また、事業推進委員会は、派遣による効果の評価を行い、プロジェクト等に対する知財PD及び産学連携SU・ADの派遣継続の可否判断等を行う。 <p>【成果指標（アウトプット）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各窓口及び関係機関との連携件数について、令和5年度は、9千件以上を達成する。 重点的な支援を行った企業数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計200社以上を支援）を達成すべく、令和5年度は、40社以上を達成する。 <p>【効果指標（アウトカム）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数について、令和5年度は、13万5千件以上を達成する。【基幹目標】 重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間（令和5年度）終了時までに、累計50社以上を達成する。【基幹目標】
--	--	---	---

<p>I-3 知的財産関連人材の育成</p>	<p>3. 知的財産関連人材の育成</p> <p>「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け、審査官等をはじめとする特許庁職員に対する研修や、先行技術調査等を実施する調査業務実施者を育成する研修を引き続き着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材向け研修に関しては、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発・提供とその活用促進を図る。</p> <p>第四期中期目標期間では、特許庁職員に対する研修及び調査業務実施者の育成研修を着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材の育成に関しては、企業の知財担当者や経営層向けの研修プログラムの見直し・拡充を行った。第五期中期目標期間では、引き続き、特許庁職員等に対する研修を着実にを行うとともに、企業の経営全般における知財戦略の重要性が高まっていることを踏まえ、民間企業等の知的財産関連人材の育成については、知財担当者のみならず、経営層や専門家などターゲットを明確化したよりきめ細かい研修プログラムを充実させ、その利活用促進を図る。</p> <p>(1) 審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施</p> <p>①特許庁職員に対する研修</p> <p>特許庁職員に対する研修については、特許庁と緊密に連携しつつ、その内容を「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要なものに重点化を図りながら、英語による出願に対する対応力向上のための研修を含め、特許庁が定める「研修計画」に則って実施する。</p> <p>また、全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性、研修効果等を精査・評価し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。</p> <p>②調査業務実施者の育成研修</p> <p>「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(平成2年法律第30号)に規定されている先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に求められる研修については、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則って実施する。</p>	<p>3. 知的財産関連人材の育成</p> <p>知的財産制度を支える基盤である知的財産関連人材の育成については、「世界最速・最高品質」の審査の実現に引き続き貢献するとともに、民間企業等の知財関連人材の育成について、幅広いユーザーニーズに応じたeラーニング教材の開発・提供等について、より積極的に実施する。</p> <p>(1) 審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施</p> <p>①特許庁職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁と緊密に連携しつつ、「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要な研修に重点化を図りつつ、英語による出願に対する対応力向上のための研修を含め、特許庁の「研修計画」に則り研修を実施する。 より効率的かつ効果的な研修となるよう、全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性、研修効果等を精査・評価し、適宜改善を行う。 <p>②調査業務実施者の育成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の「調査業務実施者育成研修実施方針」に従い、先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に関する研修を実施する。 特許庁の審査官ニーズにより適切に対応できる文献調査能力 	<p>3. 知的財産関連人材の育成</p> <p>知的財産制度を支える基盤である知的財産関連人材の育成については、「世界最速・最高品質」の審査の実現という特許庁の政策目標の実現に引き続き貢献するとともに、民間企業等の知財関連人材の育成について、幅広いユーザーニーズに応じたeラーニング教材の開発・提供等について、より積極的に実施する。</p> <p>(1) 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施</p> <p>①特許庁職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁策定の「研修基本方針」、「令和5年度研修計画」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を着実に実施する。 特許庁の「世界最速・最高品質」の審査の実現に必要な研修として、業務上基本となる知識の修得及び能力向上のための階層別研修に加え、外国からの出願への対応能力向上のための研修や幅広い知識・専門性の向上に資する研修を実施する。 より効率的かつ効果的な研修となるよう、研修カリキュラムの改善課題を抽出するための受講者アンケート調査を行い、アンケート結果の分析及び改善検討を行う。収集・分析したデータ等を特許庁の研修企画専門官等と適宜共有することにより特許庁と連携を図りつつ、全ての研修カリキュラムについて、研修内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性、研修効果等を精査・評価し、適宜改善を行う。 <p>②調査業務実施者の育成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する法定研修として、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則り、「調査業務実施者育成研修」を実施する。
----------------------------	--	--	--

	<p>また、特許庁の審査官ニーズに応えられる文献調査能力を向上させるため、審査官による受講者の能力評価を適宜組み込むことにより受講生に自らの課題を認識させて、その後の受講における能力育成効果を上げることを重視しながら、研修カリキュラム等の改善を適宜行う。</p> <p>(2) 民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施</p> <p>①民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p>民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、経済のグローバル化を背景に、オープン&クローズ戦略等に対する我が国企業への関心の高まりに対応すべく、従来から実施してきた研修についても、新たなニーズに応えられるよう必要に応じて研修カリキュラムの改善等を行いつつ、適切に実施する。また、産業財産権初心者向けの制度説明会について、特許庁と連携しつつ実施する。</p>	<p>及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、研修講師を務める特許庁審査官による受講者個人に対する能力評価（研修の中間段階で受講生に自らの課題を認識させるためのフィードバック）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> より効率的かつ効果的な研修となるよう、研修カリキュラムの内容を精査・評価し、適宜改善を行う。 <p>(2) 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の積極的な展開</p> <p>①民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><民間企業・行政機関等の人材に対する研修></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業・行政機関等の人材に対する研修（集合研修）については、新たなニーズに応えるため、必要に応じて研修カリキュラムの改善等を行う。また、全ての研修において、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施し、適宜改善を行う。 <p><産業財産権制度説明会></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等の知財部門へ新たに配属された社員等を対象として、制度の概要を中心に各種支援策等もわかりやすく解説する初心者向け産業財産権制度説明会を、特許庁と連携しつつ、毎年度実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録調査機関の調査業務実施指導者に求められる検索報告書の品質管理・指導に関する能力や、特許庁審査官との円滑な連絡調整能力を育成するための「調査業務指導者育成支援研修」を実施する。 特許庁の審査官ニーズにより適切に対応できる先行技術文献調査能力及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、研修講師を務める特許庁審査官から受講者個人に対して、研修の中間段階で受講生に自らの課題を認識させるためのフィードバックを実施する。 より効率的かつ効果的な研修となるよう、研修カリキュラムの改善課題を抽出するための受講者アンケート調査や研修内容に対する登録調査機関の意見等を踏まえて、研修カリキュラムの内容を精査・評価し、適宜改善を行う。 <p>(2) 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の積極的な展開</p> <p>①民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><民間企業・行政機関等の人材に対する研修></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、民間企業の人材を主な対象として、①出願品質の向上と効果的な知財戦略を実施できる力を養うことを目的に、特許情報の調査能力向上に資する、審査官のサーチ戦略、進歩性の判断の手法等を共有する研修及び②中小・ベンチャー企業の人材を主な対象に知的財産の保護・活用能力の育成を図るための研修を実施する。また、行政機関等を主な対象として、知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための研修を実施する。なお、研修の実施形態は、オンライン及び対面で同時開催するハイブリッド型を含め実施する。 新たな知財学習・習得へのニーズに応えるため、必要に応じて研修カリキュラムの改善や新たな研修企画の検討等を行う。また、全ての研修において、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施し、適宜改善を進める。 <p><産業財産権制度説明会></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等の知財部門へ新たに配属された社員等を対象として、制度の概要を中心に各種支援策等もわかりやすく解説する初心者向け産業財産権制度説明会を、特許庁と連携しつつ、オンライン等で開催する。 受講者の意見をアンケートにて収集し、次年度の説明会の充実を図る。
--	---	---	---

	<p>② ICTを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進</p> <p>知財を学習しようとする者の学習機会の一層の拡大を図るべく、第四期中期目標期間においては、自己研鑽型のeラーニング教材を提供するとともに、人材育成の政策的課題として掲げられたグローバル知財マネジメント人材の育成のための教材を開発し、ウェブサイトを通じて提供し、利用者増を図ってきた。第五期中期目標期間においては、より幅広いユーザーのニーズに応じるとともに、これまであまり知財に関心を持たなかった層に対しても効果的に普及させるべく、ICTを活用した知財人材育成教材の提供を強化する。具体的には、eラーニング教材については、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかなコンテンツを体系的・計画的に開発し、企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、中小企業診断士等の対象者ごとに、それぞれに適したコンテンツを体系的に整理すること等により利用拡大を図る。さらに企業の経営者層を対象としたケーススタディ教材を令和3年度までに開発し、ウェブサイト等を活用して幅広く提供するとともに、INPITが実施する研修での利用に加え、民間企業等による活用を促し、普及の拡大を図る。</p> <p>③若年層に対する知財学習支援 <パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p>	<p>② ICTを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進</p> <p><eラーニング教材の開発と提供></p> <ul style="list-style-type: none"> eラーニングの利用機会の拡大を図るため、企業の知財担当者、研究開発者、経営者層、中小企業支援に関わる専門家等の幅広いユーザーのニーズに即したeラーニングのコンテンツを体系的に開発する。このため、令和2年度にコンテンツ開発計画を策定し、当該計画に沿ってきめ細やかにコンテンツ開発を行うとともに、既存コンテンツも含めユーザーに適したコンテンツを体系的に整理してユーザーに提供する。 教材・システムの更なる改善の方向性を探り、コンテンツ開発計画の見直しの必要性を把握するため、eラーニング教材の利用者アンケートを実施し、毎年度、回答内容を整理・分析する。 <p><ケーススタディ教材の開発と提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の経営者層等に知財の重要性を訴求するとともに、企業における知財人材育成への利活用を促すため、知財が企業のビジネスにおいて重要な役割を担った事例等を基にしたケーススタディ教材を令和3年度までに開発し、令和4年度より提供する。 開発したケーススタディ教材及び既存教材について、ウェブサイト等を活用して幅広く提供するとともに、民間企業等が主体的に活用できる環境を整えながら、研修機会の拡大を図る。 ケーススタディ教材を用いる研修では、受講者を対象に、内容の評価、改善要望等のアンケート調査を毎年度実施する。 <p>③若年層に対する知財学習支援 <パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p>	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーからのニーズに応じて、説明会資料の配布を行う。 <p>② ICTを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進</p> <p><eラーニング教材の開発と提供></p> <ul style="list-style-type: none"> eラーニングの利用の拡大を図るため、企業の知財担当者、研究開発者、経営者層、中小企業支援に関わる専門家等の幅広いユーザーのニーズや、連携協定締結機関との意見交換も踏まえつつ、eラーニングのコンテンツを体系的に開発し、ユーザーに提供する。このため、コンテンツ開発計画を策定し、当該計画に沿ってきめ細やかにコンテンツ開発を行うとともに、ユーザーのニーズに即してコンテンツを体系的に整理し、ユーザーに提供する。また、完成したコンテンツは、産業展示会の出展や連携協定締結機関の協力も得て各方面への普及を図ることで、IP e Platの利活用を促進する。 より効果・効率的な知財学習コンテンツを開発するため、eラーニング教材の利用者アンケートを実施し、回答内容を整理・分析する。さらには、必要に応じて各種教材の提供システムのより一層の改善や利便性の向上に向けた改善の方向性について検討を進める。 <p><ケーススタディ教材の開発と提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の経営者層等に知財の重要性を訴求するとともに、企業における知財人材育成への利活用を促すため、知財が企業のビジネスにおいて重要な役割を担った事例等を基に開発したケーススタディ教材（海外編・国内編）を民間企業等において主体的に活用できる環境を整えるため、ウェブサイト等を活用して幅広く提供し、当該教材を用いたセミナー開催を主体的に実施する者を育成することも目指し、セミナーの開催や情報提供等を行う。 これらの教材を利用した研修について、日本弁理士会や中小企業支援機関等との共催を含む形式で研修を実施する。また、セミナー講師向けに、講師育成研修を実施するほか、指導方法を習得する動画等を作成しウェブサイト等を活用して提供する。 ケーススタディ教材を用いる研修では、受講者を対象に、内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施するほか、過去のアンケート結果も踏まえユーザーニーズの把握を図る。 <p>③若年層に対する知財学習支援 <パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p>
--	---	--	--

	<p>学生・生徒などの若年層への知財マインドの醸成を目的として、知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて、第四期中期目標期間においては、共催団体と協力しながら実施するとともに、大学・学校等への個別の広報活動を行い、応募校の拡大を図った。第五期中期目標期間においては、引き続き同コンテストを共催団体と協力しながら実施するとともに、学生・生徒が知財に触れる機会の更なる拡大を図るべく、大学・学校等に対する広報活動を強化し、応募校の拡大を目指す。</p> <p><明日の産業人材の育成に向けた知財学習支援> 第四期中期目標期間においては、高校生や高等専門学校生などへの知財マインドの醸成を目的として、主に知財の創造に関する取組に対する知財学習支援を実施してきた。第五期中期目標期間においては、高校生や高等専門学校生などに対して、知財の創造のみならず、知財の保護・活用を含めた総合的な知財マインドの醸成を図るべく、更なる支援内容の見直しを図りつつ、実施する。</p> <p>④海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進 <日中韓の知財人材育成機関の協力事業の推進> 中国、韓国の知財人材育成機関と協力したセミナーの開催や、各国人材育成機関が有する知財人材育成に関するノウハウの相互提供等の協力を引き続き実施する。</p> <p><ASEAN諸国の知財人材育成機関等との連携の推進> 我が国企業の多くが進出しているASEAN諸国の知財人材育成機関等との協力・連携を進め、我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を企画・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生・生徒等の若年層の知財マインドを醸成するため、全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しつつ、毎年度、実施する。 学生・生徒が知財に触れる機会を更に拡大するため、大学・学校等に対しソーシャルメディアの活用等により戦略的に情報発信を行うなど広報活動を強化する。 <p><明日の産業人材の育成に向けた知財学習支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 明日の産業人材として知財学習に取り組む高校生や高等専門学校生などに対して、知財の保護・活用を含めた総合的な知財マインドの醸成を図るべく、セミナーの開催及び教材の提供を行うこととし、その内容については適宜見直しを行う。 <p>④海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進 <日中韓の知財人材育成機関の協力事業の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 中国、韓国の知財人材育成機関が有する知見や経験を活かした知財人材育成を行うため、中国、韓国の知財人材育成機関と協力した知財の専門家や民間企業の知財関係者向けのセミナーの開催や、各国知財人材育成機関が有する知財人材育成に関するノウハウの相互提供等の協力をを行う。 <p><ASEAN諸国の知財人材育成機関等との連携の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成を行うため、ASEAN諸国の知財人材育成機関等との連携構築を行い、連携セミナーの開催等の協力事業を企画・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生・生徒等の若年層の知財マインドを醸成するため、全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しつつ、実施する。また、次年度以降の応募に繋がるよう表彰式等の運営を工夫する。 学生・生徒が知財に触れる機会を更に拡大するため、大学・学校等に対しソーシャルメディアの活用等により戦略的に情報発信を行うなど広報活動を一層強化する。また、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの取組による知財学習の成果及び効果を整理し、情報発信を行う。また、地域における普及を目指して、発明体験ワークショップを引き続き開催するとともに、新たに意匠の創作を推奨するワークショップを企画・開催する。 <p><明日の産業人材の育成に向けた知財学習支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 明日の産業人材として知財学習に取り組む高校生、高等専門学校生等が、知財の保護・活用等の総合的な知財マインドを身につけられるよう、知財力開発校支援事業を実施してセミナーの開催及び教材の提供を行うとともに、参加校を対象にアンケート調査を実施し、事業の成果の把握・分析及び改善を行う。また、事業成果を校長等に届け、知財学習の更なる普及・展開に努める。 知財力開発校支援事業の令和6年度以降普通科高校への対象拡大を検討するため、試行的取組を実施する。 <p>④海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進 <日中韓の知財人材育成機関の協力事業の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 中国、韓国の知財人材育成機関が有する知見や経験を活かした知財人材育成を行うため、中国、韓国の知財人材育成機関と協力した知財の専門家や民間企業の知財関係者向けのセミナーの開催や、各国知財人材育成機関が有する知財人材育成に関するノウハウの相互提供等の協力をを行う。 <p><ASEAN諸国の知財人材育成機関等との連携の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 連携セミナーの開催等の我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を実施するため、既に連携協定を締結しているベトナムの知財人材育成機関等との連携を推進する。 セミナー開催の要請のあったカンボジア等について、知財教育に関するセミナーの実施に向けた準備を行う。
--	---	--	---

	<p>【成果指標（アウトプット）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数について、中期目標期間終了時まで、累計50件以上を達成する。 パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの延べ応募校数について、中期目標期間終了時まで、累計550校以上を達成する。 <p>【効果指標（アウトカム）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時まで、累計306,100者以上を達成する。【基幹目標】 	<p>【成果指標】（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数について、中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計50件以上の教材を作成）を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年度：9件 ✓ 令和3年度：23件 ✓ 令和4年度：9件 ✓ 令和5年度：9件 パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数について、中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計550校以上が応募）を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年度：128校 ✓ 令和3年度：134校 ✓ 令和4年度：140校 ✓ 令和5年度：148校 <p>【効果指標】（アウトカム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標に掲げられた効果指標（期間中に累計306,100者以上が利用）を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年度：18,500者 ✓ 令和3年度：18,600者 ✓ 令和4年度：135,000者 ✓ 令和5年度：134,000者 <p>※ 中期目標に掲げられた数値目標の変更に伴い、令和4年度及び令和5年度の指標について変更。</p>	<p>【成果指標】（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計50件以上の教材を作成）を達成すべく、令和5年度は、9件以上を達成する。 パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数について、第五期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計550校以上が応募）を達成すべく、令和5年度は、148校以上を達成する。 <p>【効果指標】（アウトカム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、第五期中期目標に掲げられた効果指標（期間中に累計306,100者以上が利用）を達成すべく、令和5年度は、134,000者以上を達成する。
--	--	--	--

<p>II. 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>IV 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長によるリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行うものとする。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント 各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、PDCAサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。 また、年度計画の策定に当たっては、必要に応じ既存事業を大胆に見直し、限られたリソースの中で最大限の成果を上げられるよう努める。</p> <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用 外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、外部有識者へのヒアリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。</p> <p>(3) プロパー職員の採用と育成 今後の INPIT の業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。</p>	<p>III 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長のリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行う。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標を達成するため、目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメントを役員会で定める活動モニタリング指標も活用しつつ徹底することにより、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。 ・ 具体的には、活動モニタリング指標を活用しつつ役員会(原則、毎月開催)、定例会(原則、毎週開催)、調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じて改善策を講ずる。 ・ 年度計画の策定に当たっては、必要に応じ既存事業を大胆に見直すことにより、限られたリソースの中で最大限の成果を上げるよう努める。 <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者等の人材が持つ知見とノウハウ等の活用により業務の効果的な実施が可能となる事業については、事業上の課題や事業内容の見直しの方向性について外部有識者へヒアリングを実施する等により、業務の効果的な実施を図る。 <p>(3) プロパー職員の採用と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の INPIT の業務・組織体制等も見据えて、引き続き、プロパー職員を計画的に採用する。 ・ プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを含めた人材育成方針等を策定し、プロパー職員との面談を実施しつつ、計画 	<p>III 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長のリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行う。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標及び年度目標を達成するため、目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメントを役員会で定める活動モニタリング指標も活用しつつ徹底することにより、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。 ・ 具体的には、本年度の業務運営を適切に実施するための活動モニタリング指標を令和5年度最初の役員会において決定し、以降の役員会(原則、毎月開催)において、同指標を用いて業務の進捗状況や指標の推移状況を把握し、遅れや課題が顕在化したときには改善策を講ずる。役員会に加えて、幹部会(原則毎週開催する役員、センター長、人材開発統括監及び総務部長で構成される会議)及び定例会(原則毎週開催する幹部会メンバー及び業務担当部長で構成される会議)並びに調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に改善策を講ずる。 <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者等の人材が持つ知見とノウハウを活用するため、事業上の課題や必要に応じて内容の見直しの方向性について外部有識者へヒアリングを実施する等により、業務の効果的な実施を図る。 <p>(3) プロパー職員の採用と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員(プロパー職員)の登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員について、OJTを行いつつ、能力・業績評価を実施し、正規職員への登用を目指す。また、業務上の必要性に応じて、新たにテニュアトラック型契約職員の採用を行う。
---------------------------	---	--	--

	<p>2. 業務運営の合理化</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針（行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて）」（平成26年7月25日総務大臣決定；平成28年8月2日改定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務プロセスの再構築（BPR）やICT化を推進する。</p> <p>具体的には、ユーザー向けサービスの向上や業務の一層の効率化に向けて、主要な業務について、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を行い、業務プロセスの不断の改善を進める。</p> <p>また、近畿統括本部や都道府県ごとに設置・運用する知財総合支援窓口の業務の効果的かつ合理的なマネジメントに向けて、引き続き、ICTの利活用を図る。</p> <p>3. 業務の適正化</p> <p>（1）一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。</p> <p>（2）委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>委託等により実施する業務については、INPITが策定した「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。</p> <p>4. 給与水準の適正化</p>	<p>的な人事配置や、INPITの中核的な人材として育成するための幅広い内容の研修を行う。</p> <p>2. 業務運営の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務プロセスの再構築（BPR）やICT化を推進し、ユーザー向けサービスの向上や業務の一層の効率化に向けて、主要な業務について、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を行い、多様な働き方を可能とする環境整備やペーパーレス化の推進等の業務プロセスの不断の改善を進める。 近畿統括本部や都道府県ごとに設置・運用する知財総合支援窓口の業務の効果的かつ合理的なマネジメントに向けて、引き続き、テレビ会議システムやWEB会議システムなどICTの利活用を進める。 <p>3. 業務の適正化</p> <p>（1）一般管理費と業務経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。 <p>（2）委託等によって実施する業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託等により実施する業務については、競争性のある調達を原則とし、「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による点検と改善すべき点についての意見に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進する。 契約監視委員会の活用や調達結果の公表等により、契約における透明性を確保する。 <p>4. 給与水準の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを含めた人材育成方針等について点検の上、必要に応じて内容の見直しを行い、同育成方針に則って、プロパー職員との面談を実施しつつ、計画的な人事配置や、INPITの中核的な人材として育成するための幅広い内容の研修を行う。 <p>2. 業務運営の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITリスク対応計画に則って各担当において業務を遂行するとともに、情勢変化等に応じて同計画を見直し、改訂を行う。また、多様な働き方を可能とする環境整備やペーパーレス化の推進等の業務プロセスの不断の改善を進める。 INPIT-KANSAIや都道府県ごとに設置・運用する知財総合支援窓口の業務の効果的かつ合理的なマネジメントに向けて、引き続き、テレビ会議システムやWEB会議システムなどICTの利活用を進める。 <p>3. 業務の適正化</p> <p>（1）一般管理費と業務経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上の効率化を図るため、令和5年度においては令和4年度比で1.3%程度の効率化を図る。 <p>（2）委託等によって実施する業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による点検と改善すべき点についての意見に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進する。 また、契約における透明性と公平性を確保するため、契約監視委員会の活用に加え、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容の充実、調達結果の公表等を行う。 <p>4. 給与水準の適正化</p>
--	---	---	---

	<p>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p> <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO (Project Management Office)を支援するため、PMO (Portfolio Management Office)の設置等の体制整備を行う。</p> <p>また、クラウドサービスを利用できる場合、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により情報システムの調達を進める。</p> <p>加えて、情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度内のPJMOを支援するPMOの設置、及び、PMO設置後の支援実績 情報システムの調達時における、理事長を長とする組織横断的な枠組による投資対効果に係る精査実績 情報システム整備時における、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針(2021年(令和3年)9月10日 デジタル社会推進会議幹事会決定)」に則って検討した仕様 	<ul style="list-style-type: none"> 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。 給与水準の検証結果等は毎年度、ホームページに公表する。 <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で実施するとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO (Project Management Office)を支援するためPMO (Portfolio Management Office)を設置し、支援を実施する。 情報システムの調達時にクラウドサービスを利用できるか判断し、利用できる場合はクラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書を作成し、調達を実施する。 情報システムの整備及び管理にあたっては、情報システムの利用者に対する操作性、機能性等の改善や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度内のPJMOを支援するPMOの設置、及び、PMO設置後の支援実績 情報システムの調達時における、理事長を長とする組織横断的な枠組による投資対効果に係る精査実績 情報システム整備時における、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針(2021年(令和3年)9月10日 デジタル社会推進会議幹事会決定)」の方針に則り、クラウドサービスの利用を第一候補としつつメリットや開発の規模及び経費等を踏まえ検討した仕様の策定実績 	<ul style="list-style-type: none"> 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。 給与水準の検証結果等は、ホームページに公表する。 <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で実施するとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO (Project Management Office)に対して、進捗状況に応じてPMO (Portfolio Management Office)は必要な支援を実施する。 令和5年度の情報システムの調達時にクラウドサービスを利用できるか判断し、利用できる場合はクラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書を作成し、調達を実施する。 情報システムの整備及び管理にあたっては、情報システムの利用者に対する操作性、機能性等の改善や、データの利活用及び管理の効率化に取り組む。 <p>上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> PMOの支援実績 情報システムの調達時における、理事長を長とする組織横断的な枠組による投資対効果に係る精査実績 情報システム整備時における、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針(2021年(令和3年)9月10日 デジタル社会推進会議幹事会決定)」の方針に則り、クラウドサービスの利用を第一候補としつつメリットや開発の規模及び経費等を踏まえ検討した仕様の策定実績。
--	---	--	---

<p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <p>「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。</p> <p>2. 効率化予算による運営</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については「IV 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。また、独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>3. 業務コストの削減</p> <p>管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。</p> <p>4. 自己収入の確保</p> <p>受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修等については、研修の内容・効果等を勘案して適正な受講料を徴収すべく受講料の見直し等を含めた検討を行う。また、更なる自己収入の確保・拡大を図るための措置を検討する。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。 財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。 <p>2. 効率化予算による運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 <p>3. 業務コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。 <p>4. 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講料を徴収している民間向け研修等については、研修受講料の見直しを原則2年ごとに行い、適正な受講料とする。 自己収入の確保・拡大を図るための措置を検討する。 	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。 財務諸表は、ホームページで公開する。 <p>2. 効率化予算による運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき事項」で定めた事項を踏まえて作成した別紙1の令和5年度予算に基づき効率的な運営を行うとともに、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 <p>3. 業務コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。 <p>4. 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修については、研修実施に必要な実費を精査し、必要と認められる場合は受講料の見直しを検討する。 自己収入の確保・拡大を図るための措置を、引き続き検討する。
-------------------------	--	--	--

<p>IV. その他業務運営に関する事項</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知)を踏まえ、INPITの全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p> <p>(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組 INPITが運用する全ての情報システムについて、その扱う情報の格付けに応じて必要なセキュリティ対策を実施する。 また、「サイバーセキュリティ戦略について」(平成30年7月27日閣議決定)を踏まえ、INPITの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づく「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「対策基準」「実施手順」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、INPITによる立ち入り監査やヒアリングを適宜実施する。 さらに、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)等の関係機関と連携し、サイバー攻撃の未然の防止に努めるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等についての職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を、毎年度、実施する。 INPITの業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、適法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化や改善に資することを目的として、監査室は、内部監査を毎年度実施し、内部監査報告書を理事長に提出する。理事長は、監事の意見を聴取した上で必要な措置を指示する。 <p>(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITの情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に実施する。 全ての役職員にIPA等が提供する情報セキュリティ対策やインシデント発生時の対応等を熟知させる教育を実施する。 通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封やURL押下等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等の取組を実施する。 業務において情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか等の情報セキュリティ監査を毎年度実施し、報告書を最高情報セキュリティ責任者である理事に提出する。理事は、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を指示するとともに、理事長に報告する。 INPITが管理・運用する情報システムのセキュリティ対策状況を、ヒアリング等により、毎年度確認する。 IPA等が提供するINPITに関連する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性 	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を、実施する。研修内容は、事例紹介を重視し実務に役立つものとし、受講者の理解度を測るためのアンケート調査を実施する。 INPITの業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、適法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化や改善に資することを目的として、監査室は、内部監査を実施し、内部監査報告書を理事長に提出する。理事長は、監事の意見を聴取した上で必要な措置を指示する。 監事による事業等に関する監査の結果を有効かつ迅速に組織内で生かす観点から監事と理事長・理事の意見交換会を、また、内部監査を効率的に実施する観点から監事と監査室の意見交換会を、原則、2か月に1度開催する。 <p>(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITの情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に実施する。 全ての役職員にIPA等が提供する情報セキュリティ対策やインシデント発生時の対応等を熟知させる教育を実施する。 通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封やURL押下等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等の取組を実施する。 業務において情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか等の情報セキュリティ監査を実施し、報告書を最高情報セキュリティ責任者である理事に提出する。理事は、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を指示するとともに、理事長に報告する。 INPITが管理・運用する情報システムのセキュリティ対策状況を、ヒアリング等により、確認する。 IPA等が提供するINPITに関連する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性
--------------------------	--	---	--

	<p>2. 関係機関との連携強化</p> <p>中小企業等による知財の権利取得や戦略的な活用の支援の更なる強化に向けて、INPITのリソースを最大限活用するのみならず、既に協力関係にある中小企業支援機関等との一層の連携強化を図りつつ、標準化や農水分野の支援強化なども含め、高度化、複雑化する支援ニーズに対応するため、新たな関係機関等との協力関係の拡大等を図り、それぞれの専門機関の強みを十分に活用し、中小企業等の課題に対し最適な支援を提供する。さらに関係機関等において知財の利活用の効果についても認識を深めてもらい、関係機関等が、中小企業等に対して支援する際に知財の活用の気付きを与えてもらうことにより、新たなニーズの掘り起こしにも期待する。</p> <p>また、地域におけるユーザーニーズにきめ細かく、迅速に対応するとともに、各都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、地方自治体や地域関係団体、各経済産業局との連携・協力を積極的に推進・拡大する。特に、知財総合支援窓口が地域において知財関連のネットワークの核になるよう、地域の様々な支援機関（よろず支援拠点等）とのネットワークを強化する。</p> <p>さらに、高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、業務遂行・管理における協力や人事交流等について、引き続き特許庁との密接な連携を図る。</p> <p>3. 地方における活動の強化</p>	<p>等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITが管理・運用する情報システムへのサイバー攻撃に対しては、必要に応じIPA等とも連携しつつ、速やかに対応する。 <p>2. 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等による知財の権利取得や戦略的な活用の支援の更なる強化に向けて、INPITのリソースのみならず、既に協力関係にある機関との一層の連携強化を図りつつ、支援内容の高度化、複雑化を踏まえ、更に新たな機関等との連携拡大等を図る。 また、地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、地方自治体や地域関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大するとともに、各都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、各経済産業局との連携を一層強化する。併せて知財総合支援窓口が地域において知財関連のネットワークの核になり、地域の様々な支援機関（よろず支援拠点等）とのネットワークを強化する。 高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等について、特許庁と密接に連携する。 <p>3. 地方における活動の強化</p>	<p>等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> INPITが管理・運用する情報システムへのサイバー攻撃に対しては、必要に応じIPA等とも連携しつつ、速やかに対応する。 <p>2. 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等による知財の権利取得や戦略的な活用の支援の更なる強化に向けて、INPITのリソースのみならず、既存の連携機関との一層の連携強化を図りつつ、支援内容の高度化、複雑化を踏まえ、更に新たな機関等との連携拡大等を図る。 Plusの枠組みを活用して、INPITの知財支援情報を各支援機関に対して発信することや、Plus参加機関が支援した事業者に対するINPIT施策の紹介・連携施策の検討等、Plus参加機関との個別施策の相互連携の促進と具体的な連携取組を検討する。 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、地方自治体や地域関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大するとともに、各都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、各経済産業局との連携を一層強化する。具体的には、各経済産業局、日本弁理士会も含め、地域ブロック単位の知財経営支援体制構築を円滑に進めるにあたり、各地域ブロックの実情に合わせた施策の調整、連携を行う。併せて、知財総合支援窓口が地域において知財関連のネットワークの核になり、地域の様々な支援機関（よろず支援拠点等）とのネットワークを強化する。 令和3年12月に公表した「大学の知財活用アクションプラン」（経済産業省産業技術環境局、特許庁、INPIT）及び「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」（中小企業庁、特許庁、INPIT）を踏まえ、中小企業等への支援を総合的に推進していくため、連携協定を締結した日本商工会議所、中小企業基盤整備機構、全国中小企業振興機関協会をはじめ、関係機関との組織的連携を強化する。 高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等について、特許庁と密接に連携する。 <p>3. 地方における活動の強化</p>
--	--	---	--

<p>平成29年7月に設置した INPIT として初めての地方拠点である近畿統括本部（INPIT-KANSAI）について、設置後の活動状況及び活動成果を分析・評価し、業務の効率化に十分留意しつつ、更なる展開の可能性について検討する。その際、地元自治体や経済団体等の協力・支援の可能性や地域における影響・効果を十分に検討する。</p> <p>さらに、近畿統括本部で試行的に取り組んだ結果、成果が見られる事業については、INPIT 全体の事業としての実施の可否についても検討する。</p> <p>4. 広報活動の強化</p> <p>INPIT の知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について、INPIT が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの分析等も行いつつ、広報活動を強化する。</p> <p>具体的には、これまでの INPIT の支援の成功事例について、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、地方自治体、地域金融機関等を通じて一層積極的な広報を行うとともに、SNSなどの新たな媒体の更なる活用を進める。</p> <p>また、中小企業等の経営層へのアプローチを強化し、INPIT の認知度等を高めることにより、利用者の拡充及び知財の重要性についての理解の向上を目指す。具体的には、中小企業等の経営層向けに知財を活用するポイントや関連するリスクをまとめ、商工会・商工会議所等を通じて活用を促す。</p> <p>5. 人工知能（AI）の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月に設置した INPIT-KANSAI について、設置後の活動状況及び活動成果を分析・評価するため、令和2年度に検証体制を整備し、検証方法及びスケジュール等を検討する。 分析・評価の結果を踏まえ、業務の効率化に十分留意しつつ、更なる展開の可能性について検討する。その際、地元自治体や経済団体等の協力・支援の可能性や地域における影響・効果を十分に検討する。 INPIT-KANSAI で試行的に取り組んだ結果、成果が見られる事業については、INPIT 全体の事業としての実施の可否についても検討する。 <p>4. 広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> INPIT の知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について、INPIT が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの分析等を行いつつ検討を行う。 これまでの INPIT の支援の成功事例について、効果的な周知方法の検討を行った上で、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、地方自治体、地域金融機関等を通じて一層積極的な広報を行うとともに、SNSなどの媒体の更なる活用を進める。 中小企業等の経営者層へのアプローチを強化し、INPIT の認知度等を高めることにより、利用者の拡充及び知財の重要性についての理解の向上を目指す。具体的には、中小企業等の経営者層向けに知財を活用するポイントや関連するリスクをまとめ、商工会・商工会議所等を通じて、活用を促す。 <p>5. 人工知能（AI）の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月に設置した INPIT-KANSAI の設置後の活動状況及び活動成果を分析・評価するため、令和2年度に設置した検証の枠組みを活用して、具体的な分析評価を実施する。 分析・評価の結果を踏まえ、業務の効率化に十分留意しつつ、更なる展開の可能性について検討する。その際、地元自治体や経済団体等の協力・支援の可能性や地域における影響・効果を十分に検討する。 加えて、INPIT-KANSAI の取組が地方創生に実質的な効果があるかどうかを可能な限り厳密に検証したうえで、INPIT-KANSAI の強みやリソースを客観的に分析し、実質的な効果があるものを優先的に実施していくための取組について検討する。 特許庁、INPIT、経済産業局との協働による連携会議を開催し、情報共有体制の強化を図るとともに、地域企業等の知的財産の活用促進及び経営の更なる強化・支援を推進する。そうした取り組みを通じ、特許庁及び各経済産業局が実施するハンズオン支援等との連携を一層強化する。 INPIT-KANSAI で試行的に取り組んだ結果、成果が見られる事業については、INPIT 全体の事業としての実施の可否についても検討する。 <p>4. 広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、令和2年度に策定した広報戦略に基づき、広報強化を図る。なお、効果的な広報のあり方については、INPIT ホームページ等のアクセスログ・データ分析等を行いつつ、引き続き検討を行い、必要に応じて戦略の見直しを図る。 これまでの INPIT の支援の成功事例について、可能なものからWEBサイトでの掲載や、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、地方自治体、地域金融機関等を通じて効果的な周知方法で広報活動を実施するとともに、SNSなどの媒体の更なる活用を進める。 中小企業等の経営者層へのアプローチを強化し、INPIT の認知度等を高めることにより、利用者の拡充及び知財の重要性についての理解の向上を目指す。具体的には、中小企業等の経営者層向けに知財を活用するポイントや関連するリスクをまとめ、商工会議所、商工会等を通じて、活用を促す。 <p>5. 人工知能（AI）の活用</p>
---	---	---

	<p>第四期目標期間最終年度にサービスの提供を開始した人工知能（A I）を活用した商標相談チャットボットの利用状況を踏まえ、特許・意匠に係る相談サービスでの利用を含め、人工知能（A I）の更なる活用の拡大を検討する。また、INPIT の持つビックデータ（各種支援データ等）の分析における人工知能（A I）の活用についても検討を行う。</p> <p>6. 大規模災害等発生時の対応</p> <p>自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。</p> <p>また、大規模災害発生時に特許庁の業務継続に向けて、必要に応じて INPIT が補完的な役割を果たせるよう、特許庁と連携しつつ、業務継続計画（B C P）の策定・見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第四期目標期間最終年度にサービスの提供を開始した人工知能（A I）を活用した商標相談チャットボットの利用状況を踏まえ、特許・意匠に係る相談サービスへの拡充を含め、人工知能（A I）技術の更なる活用を検討する。 • INPIT の持つビックデータ（各種支援データ等）の分析における人工知能（A I）の活用についても検討を行う。 <p>6. 大規模災害等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。 • 大規模災害発生時に特許庁の業務継続に向けて、必要に応じて INPIT が補完的な役割を果たせるよう、特許庁と連携しつつ、業務継続計画（B C P）の策定・見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 人工知能（A I）を活用した商標相談チャットボットは、特許・意匠及び商標の F A Q の充実を図ると共に、掲載内容の見直しを行う。 • INPIT の持つビックデータ（各種支援データ等）の分析における人工知能（A I）の活用についても検討を行う。 <p>6. 大規模災害等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然災害や感染症の発生、突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を点検し、必要に応じて適宜見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。 • 大規模災害発生時に特許庁の業務継続に向けて、必要に応じて INPIT が補完的な役割を果たせるよう、特許庁と連携しつつ、必要に応じて業務継続計画（B C P）の見直しの検討を行う。
--	---	--	---